

中央防災会議
「首都直下地震避難対策等専門調査会」
(第 3 回)

避難者に関する主な既存施策例

現在、関係機関に順次確認を行いながら、事例の収集等を行っているところである。本資料は、現時点までに収集した情報を基に作成したものであり、この内容が避難者対策全体の代表施策であることを意味するものではない。

また、今後の情報収集結果によっては、内容に変更が生ずる場合もある。

平成 18 年 12 月 19 日

内閣府（防災担当）

目次

第1編 指定避難所等での避難者収容に関する問題.....	1
1. 大量の避難者の発生.....	1
2. 指定避難所の収容力不足.....	4
3. 避難所となる公立小中学校施設での耐震化の遅れ.....	5
第2編 避難者対策に関する主な既存施策例.....	6
1. 避難所生活者数の早期低減.....	6
1. 1 帰省・疎開の奨励・あっせん.....	6
（現状）.....	6
（施策例）.....	6
施策例1 相互応援協定による「一時収容のための施設提供」（豊島区）.....	6
施策例2 震災疎開パッケージ（全国商店街震災対策連絡協議会）.....	8
1. 2 応急危険度判定による従前住宅の利用促進.....	9
（現状）.....	9
（施策例）.....	9
施策例1 被災住宅の応急危険度判定（東京都）.....	9
2. 避難所不足地域から他地域への避難者の移動.....	13
2. 1 近隣地域の避難所の利用.....	13
（現状）.....	13
（施策例）.....	13
施策例1 被災者の他地区への移送（東京都）.....	13
3. 屋外避難への支援.....	14
3. 1 屋外でのテント等の活用.....	14
（現状）.....	14
（施策例）.....	14
施策例1 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定の締結（東京都）.....	14
4. 避難所以外の既存施設の活用.....	16
4. 1 公的・民間施設の活用.....	16
（現状）.....	16
（施策例）.....	16

施策例 1 公的施設・民間施設との避難所施設利用に関する協定の締結(世田谷区)	16
施策例 2 さいたまスーパーアリーナの避難所としての利用(さいたま市)	17
4. 2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	17
(現状)	17
(施策例)	17
施策例 1 ホテル・旅館の客室等の災害時要援護者への提供に関する協定の締結(品川区)	17
施策例 2 ホテル・旅館の客室等の応援職員等への提供に関する協定の締結(大田区)	19
施策例 3 ホテル等の宴会場・ホール等の災害時要援護者への提供に関する覚書の取り交わし(港区)	20
5. 震災時に有効に機能する避難所の確保	24
5. 1 既存避難所の耐震化	24
(現状)	24
(施策例)	24
施策例 1 学校施設の耐震化の促進(国)	24
5. 2 既存避難所の機能確保・向上	25
(現状)	25
(施策例)	25
施策例 1 避難所機能の強化(世田谷区)	25
6. 応急住宅の早期供給	27
6. 1 公的な空き室の活用(公営住宅等)	27
(現状)	27
(施策例)	28
施策例 1 公的住宅の供給(東京都)	28
6. 2 民間の空き家・空き室の活用(民間賃貸住宅等)	30
(現状)	30
(施策例)	30
施策例 1 民間賃貸住宅の一時提供制度(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)	30
施策例 2 民間賃貸住宅のあっせん(埼玉県)	30
6. 3 応急仮設住宅の早期提供	39
(現状)	39
(施策例)	39
施策例 1 応急仮設住宅の提供(東京都、(社)プレハブ建築協会)	39
7. 応急住宅需要の低減	45
7. 1 応急修理等による従前住宅への復帰	45

(現状)	45
(施策例)	45
施策例 1 住宅の応急修理 (東京都)	45

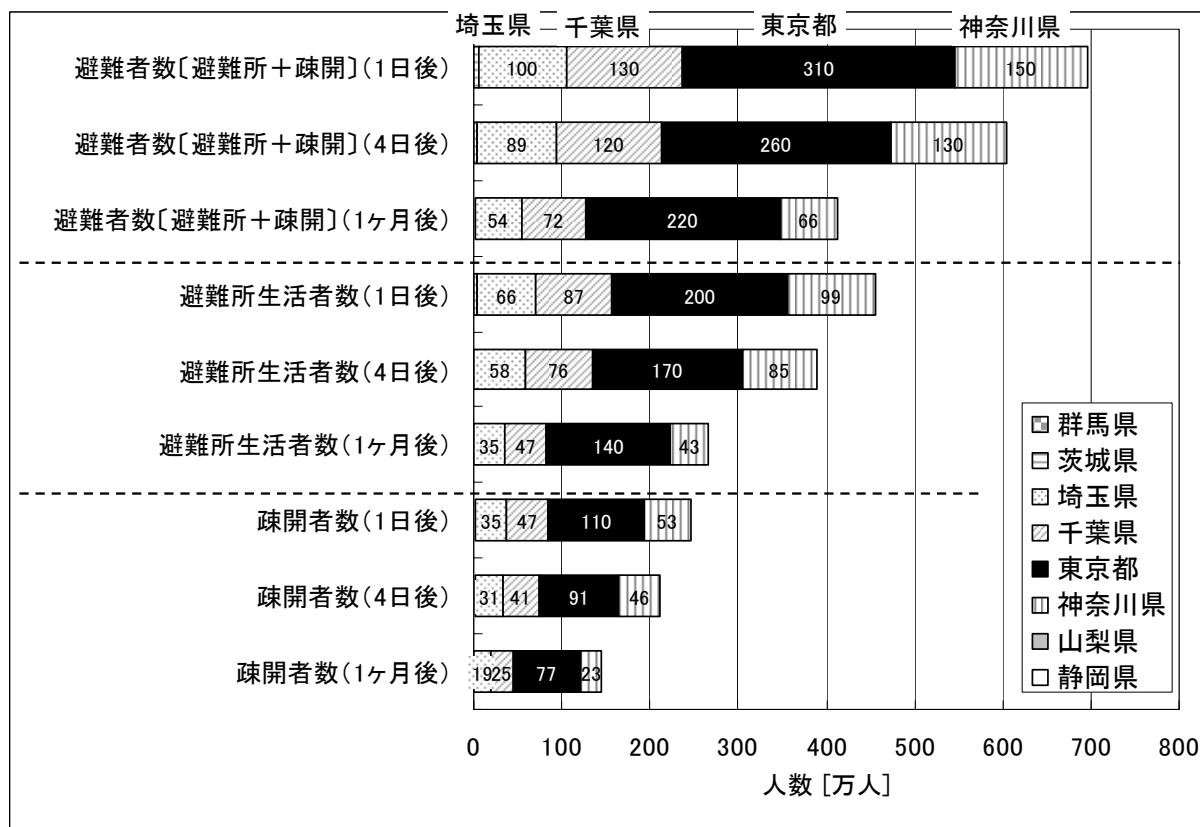
【参考資料】

8. 避難所生活者数の最大値の低減	49
8. 1 住宅の耐震化	49
(現状)	49
(施策例)	49
施策例 1 建築物の耐震化緊急対策方針の決定 (中央防災会議)	49
8. 2 家具等の固定の推進	51
(現状)	51
(施策例)	51
施策例 1 住宅における地震被害軽減に関する指針の作成 (内閣府)	51
施策例 2 家具類の転倒・落下防止対策の推進 (東京消防庁)	53
施策例 3 オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策の推進 (東京消防庁)	55
施策例 4 転倒防止器具の取り付け等の助成 (港区、中野区等の区市町村)	57
8. 3 ライフラインの耐震化	59
(現状)	59
(施策例)	59
施策例 1 上水道施設の耐震化 (東京都)	59
施策例 2 電力施設の耐震化 (東京電力)	59
施策例 3 ガス施設の耐震化 (東京ガス)	59
9. 避難所生活者数の早期低減	60
9. 1 ライフラインの早期復旧	60
(現状)	60
(施策例)	60
施策例 1 上水道施設の早期復旧 (東京都)	60
施策例 2 電力施設の早期復旧 (東京電力)	60
施策例 3 ガス施設の早期復旧 (東京ガス)	60

第1編 指定避難所等での避難者収容に関する問題

1. 大量の避難者の発生

- ・ 自宅建物の被害、ライフライン機能支障等を理由として大量の避難者が発生する。
- ・ 中央防災会議の被害想定では、東京湾北部地震（M7.3）の場合、最大¹で発災1日後の避難者数は約700万人（うち避難所生活者数は約460万人、疎開者数は約250万人）と想定されている。



図表 1-1 東京湾北部地震（M7.3）による避難者数の想定結果
（中央防災会議、冬18時発災・風速15m/sの場合）

¹ 冬18時発災・風速15m/sの場合

図表 1-2 東京湾北部地震（M7.3）による避難者数の想定結果

（中央防災会議）

(a) 冬夕方 18 時、風速 15m/s（家屋被害が最大となるケース）（単位：人）

	避難者数【1日後】		
		避難所生活者数	疎開者数
合計	約 7,000,000	約 4,600,000	約 2,500,000
茨城県	約 57,000	約 37,000	約 20,000
栃木県	—	—	—
群馬県	約 300	約 200	約 100
埼玉県	約 1,000,000	約 660,000	約 350,000
千葉県	約 1,300,000	約 870,000	約 470,000
東京都	約 3,100,000	約 2,000,000	約 1,100,000
神奈川県	約 1,500,000	約 990,000	約 530,000
山梨県	約 800	約 500	約 300
静岡県	約 500	約 300	約 200

(b) 冬夕方 18 時、風速 3m/s（単位：人）

	避難者数【1日後】		
		避難所生活者数	疎開者数
合計	約 6,100,000	約 4,000,000	約 2,100,000
茨城県	約 57,000	約 37,000	約 20,000
栃木県	—	—	—
群馬県	約 300	約 200	約 100
埼玉県	約 900,000	約 590,000	約 320,000
千葉県	約 1,200,000	約 780,000	約 420,000
東京都	約 2,500,000	約 1,600,000	約 880,000
神奈川県	約 1,400,000	約 920,000	約 490,000
山梨県	約 800	約 500	約 300
静岡県	約 500	約 300	約 200

(c) 冬朝 5 時、風速 3m/s（家屋被害が最小となるケース）（単位：人）

	避難者数【1日後】		
		避難所生活者数	疎開者数
合計	約 5,400,000	約 3,500,000	約 1,900,000
茨城県	約 57,000	約 37,000	約 20,000
栃木県	—	—	—
群馬県	約 300	約 200	約 100
埼玉県	約 810,000	約 530,000	約 280,000
千葉県	約 1,100,000	約 710,000	約 380,000
東京都	約 2,200,000	約 1,400,000	約 750,000
神奈川県	約 1,300,000	約 870,000	約 470,000
山梨県	約 800	約 500	約 300
静岡県	約 500	約 300	約 200

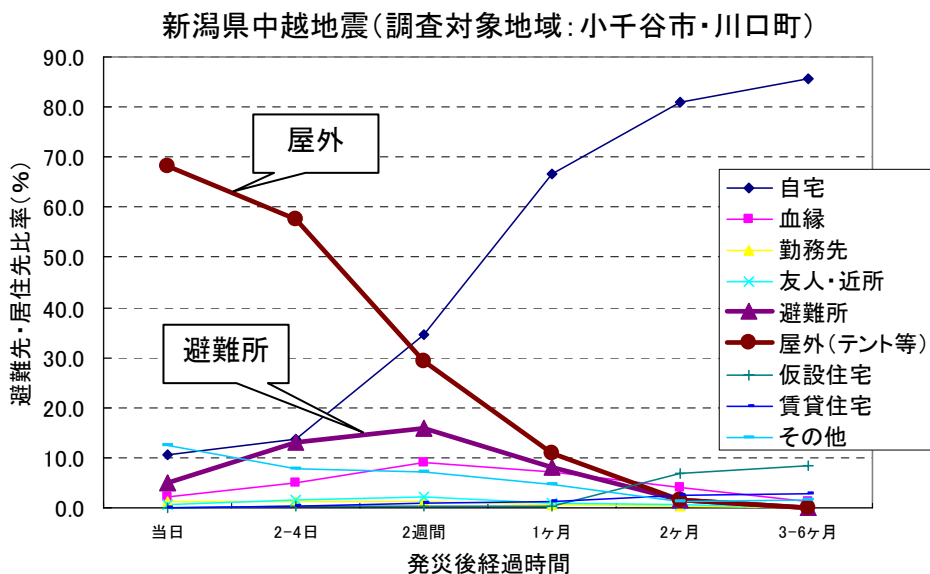
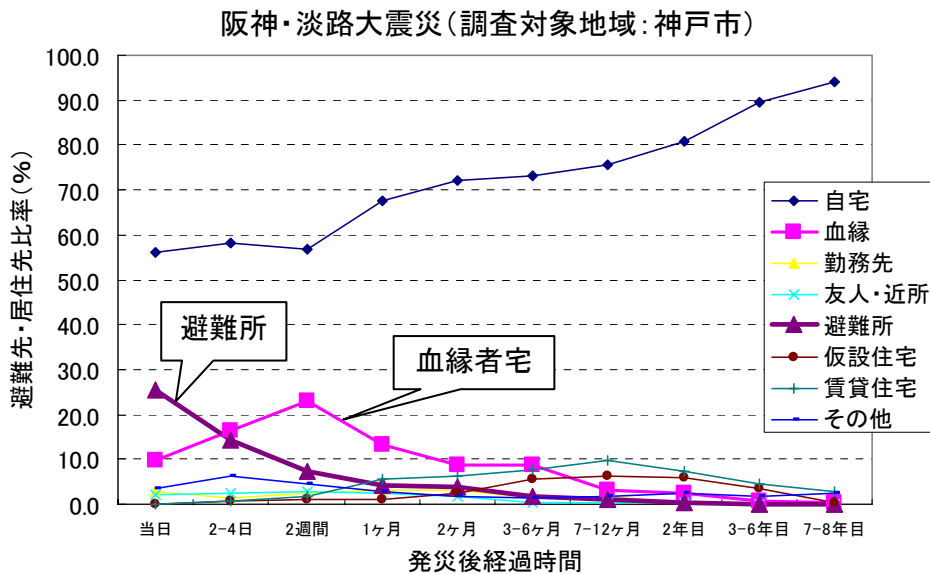
(注) 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の欄の値と一致しない場合がある。

(注) 「—」は値がゼロまたはわずかであることを示す。

なお、既往災害におけるピーク時避難所生活者数は、阪神・淡路大震災で 31 万 6,678 人（兵庫県）、新潟県中越地震で 10 万 3,178 人（新潟県）

【参考】 既往災害における避難者の避難先等の選択事例

- ・ 阪神・淡路大震災における自宅以外の避難先を見ると、当日は避難所が最も多いが、数日後以降は血縁者宅に避難した人が最も多かった（発災当日における自宅外避難の比率は避難所 58%、避難所以外 42%、2～4 日後では避難所 34%、避難所以外 66%）*。
- ・ 新潟県中越地震では、発災後数日間は屋外避難者が最も多かった。また、阪神・淡路大震災とは異なり、血縁者宅への避難者よりも避難所避難者が多かった（新潟県では血縁者宅が被災地内のごく近隣にあるため避難先にならなかったことや、コミュニティの結びつきが強く避難所生活が不快・不便ではなかったことが理由としてあげられる）*。

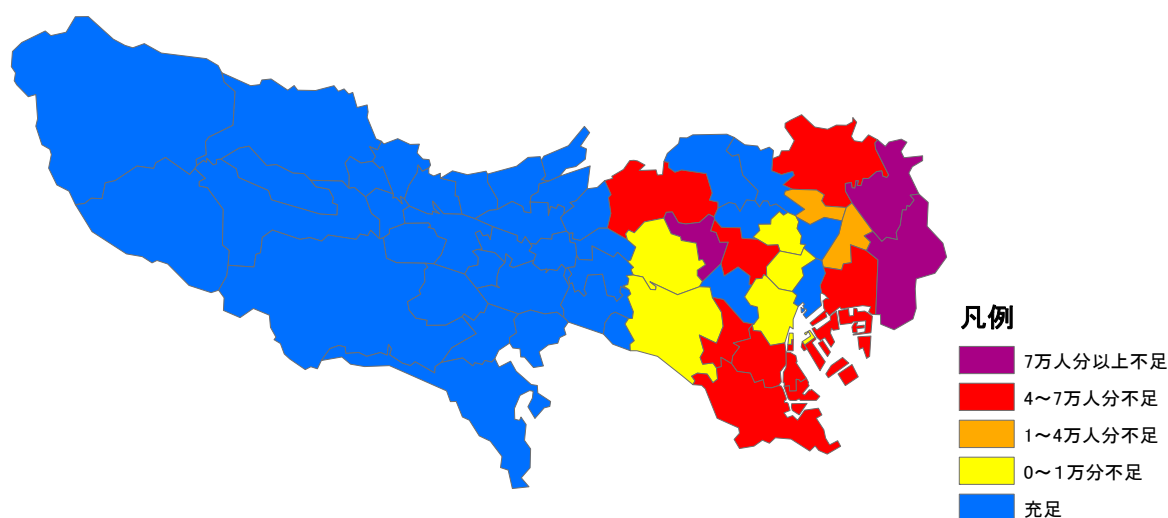


図表 1-3 既往災害における避難者の避難先*

*) 「新潟県中越地震における被災者の避難行動と再建過程—総務省消防庁及び京都大学防災研究所共同実施調査—」(木村・林・立木・田村・堀江・黒宮、地域安全学会論文集、No.7、2005) より

2. 指定避難所の収容力不足

- ・ 発災直後の避難所への避難者を考えた場合、避難所計画収容人数を超える区市町村が発生し、避難所の不足が予想される。
- ・ 東京都による首都直下地震の被害想定（平成 18 年 3 月）で想定された東京湾北部地震（M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース）における発災 1 日後の避難所生活者数と、避難所最大収容人員（平成 17 年度現在）とを比べた場合、図表 1-4 のような過不足状況となる（ここでは、指定避難所が全て活用可能と想定しているが、避難所自体が被災する可能性もあるため、実際には全てが活用できるとは限らない）。
- ・ 揺れが大きな区部の下町地域や延焼火災の多い地域を中心に、区部計で約 50 万人分の避難所が不足する。



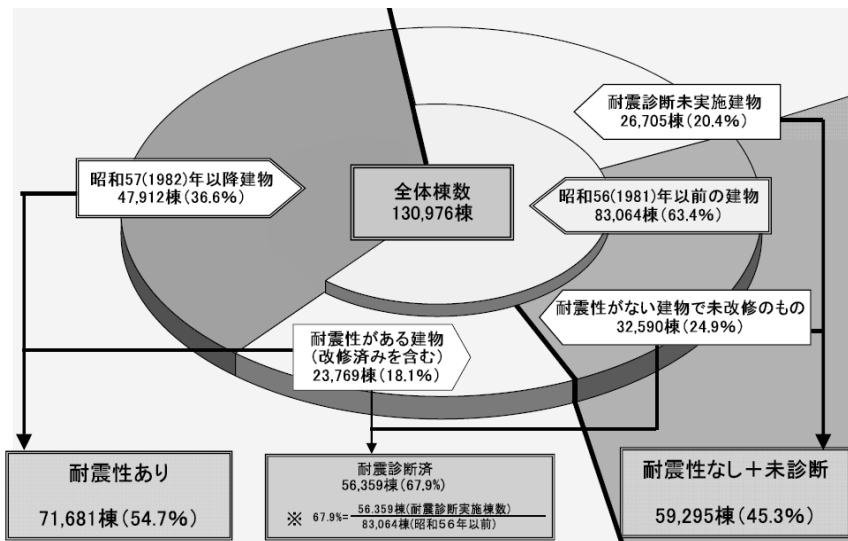
図表 1-4 区市町村別の避難所収容数の不足状況
(東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)

(避難所への避難者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」(東京都、平成 18 年 3 月)、避難所収容数は、「区市町村防災事業の現況」(東京都、平成 17 年度)による。避難所収容数については、今後、最新データを収集する予定であり、上図の様相は変わる可能性があることに留意する必要がある。)

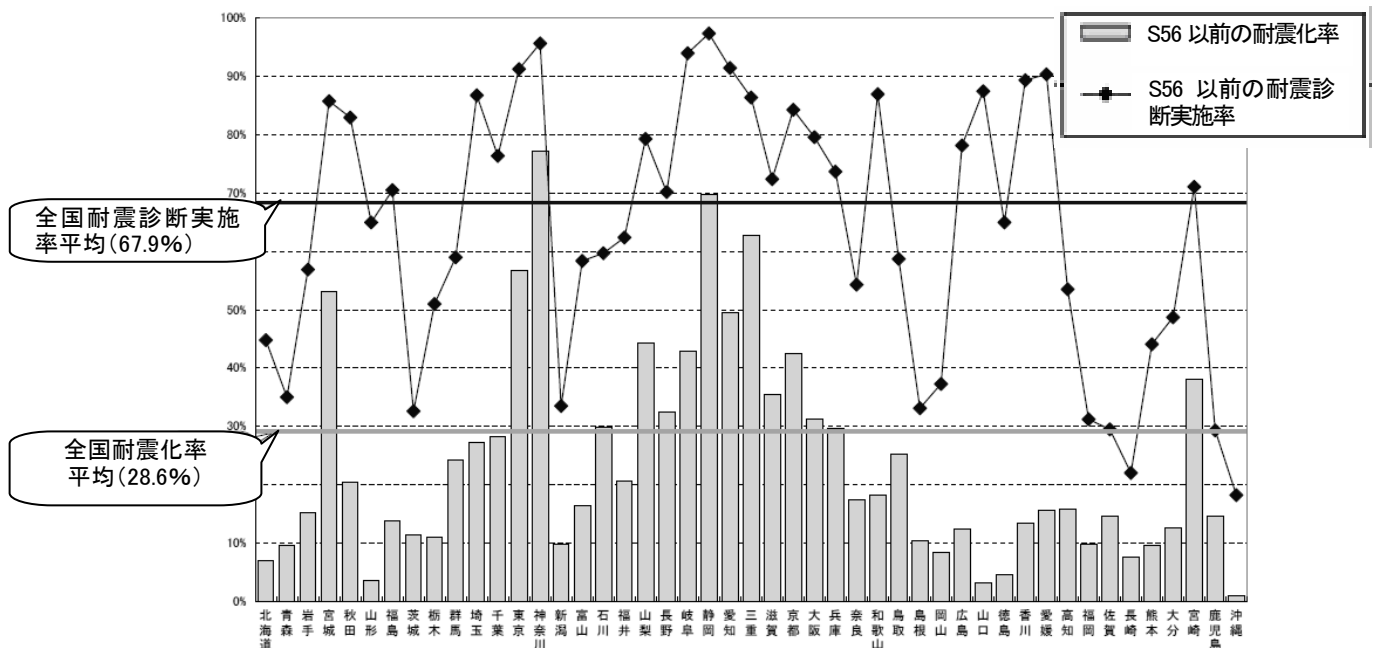
(参考) 東京都地域防災計画によれば、収容スペースの面積は、居室 3.3 m²当たり 2 人収容としている。「阪神・淡路大震災における避難所の研究」(柏原・上野・森田編著、大阪大学出版会、1998 年 1 月)によれば、阪神・淡路大震災での震災直後の占有面積は 1.0~1.7 m²/人が最も多く、1 ヶ月後では 2~4 m²/人が 6 割を占めている(なお、3 m²/人程度の水準は、長期にわたるプライバシーのない状態における居住密度の限界ではないかとしている)。

3. 避難所となる公立小中学校施設での耐震化の遅れ

- ・ 震災時に多くが避難所となる公立小中学校施設の耐震化率〔昭和57年以降建物+昭和56年以前で耐震性がある建物〕は約55%（全国平均）である（平成18年4月1日現在）。なお、埼玉県は約49%、千葉県は約51%、東京都は約66%、神奈川県は約85%である。
- ・ 耐震診断も行っていない施設もあり、文部科学省では、平成18年中に耐震診断を完了させるよう、再度通知を発出するなど、公立学校施設の耐震化を引き続き強力に推進するとしている。



図表1-5 公立学校施設の耐震化の状況(平成18年4月1日現在)



図表 1-6 昭和56年以前に建築された公立学校施設の耐震化状況(平成18年4月1日現在)
 (以上、「公立学校施設の耐震改修状況調査」(平成18年6月)より)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/06/06053106.htm

第2編 避難者対策に関する主な既存施策例

1. 避難所生活者数の早期低減

1.1 帰省・疎開の奨励・あっせん (現状)

- ・被災地外の親類・知人・友人等を頼って帰省・疎開することにより、避難所への避難者数が低減する可能性がある。地方自治体の取り組みとして、姉妹都市応援協定や相互応援協定等により被災者の疎開の円滑化を図っている事例がある。

(施策例)

施策例1 相互応援協定による「一時収容のための施設提供」(豊島区)

- ・豊島区では、山形県遊佐町、岩手県一関市、福島県猪苗代町、埼玉県秩父市・三芳町、群馬県神流町、新潟県堀之内町、茨城県美和町、栃木県那須町及び岐阜県関市と、被災者の一時収容のための施設の提供をはじめ、食料等の物資提供、資器材提供、職員派遣等の相互応援協定を締結している。

豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2. 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

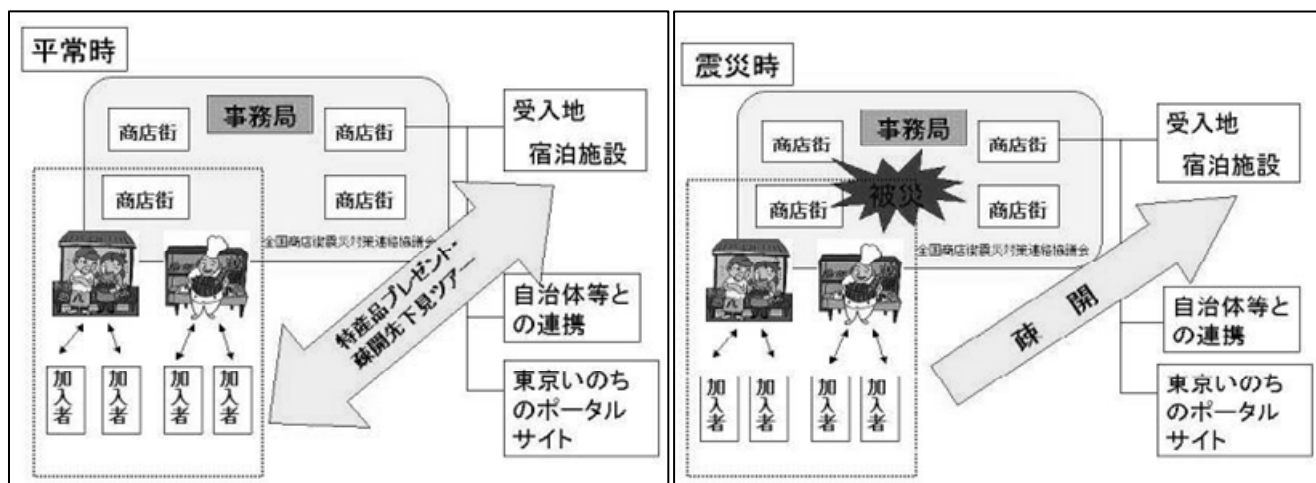
平成7年5月19日

東京都豊島区 豊島区長 加藤 一敏
山形県遊佐町 遊佐町長 小野寺 喜一郎

(豊島区地域防災計画(平成17年修正)より)

施策例2 震災疎開パッケージ（全国商店街震災対策連絡協議会）

- ・ 平時にパッケージを購入しておくことにより、震災で被災した場合に、全国の入居施設に疎開することができる「震災疎開パッケージ」の取り組みがある。
- ・ この仕組みでは、震災が起らなかった場合には、各地の特産品が提供されるほか、平時から疎開先下見ツアーが行われている。



（全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより）

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>

図表 2-1 震災疎開パッケージの制度内容

年会費	1人年間5,000円（小学生以下は年間3,000円）
疎開対象期間	1月1日より1年間（毎年更新）
疎開開始条件	地震、噴火、津波を原因とする災害救助法が適用された地域の加入者
疎開費用	中学生以上1人30万円（上限）、小学生以下1人15万円（上限）
販売先	全国商店街震災対策連絡協議会（全国各地にある商店街の中で、震災対策活動や震災を切り口にした地域間交流活動の取り組みに賛同した商店街メンバーの集まり）の正会員となっている商店街等（31箇所：2006年11月末現在）で販売しているほか、オンラインでの購入もできる。
疎開先	北海道・東北エリア77箇所以上、関東エリア10箇所、甲信越エリア32箇所以上、東海エリア1箇所、関西エリア2箇所以上、四国エリア3箇所、九州エリア1箇所（2006年11月末現在）

（全国商店街震災対策連絡協議会ホームページより）

<http://www.shoutengai-sinsai.com/>

1. 2 応急危険度判定による従前住宅の利用促進

(現状)

- ・ 応急危険度判定は、地震発生後、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定するものである。避難者の中には余震等への不安から、自宅建物に大きな被害が発生していなくても避難したという人も多いと予想されるため、こうした応急危険度判定が迅速に実施されれば、避難所等への避難者数を低減することができると考えられる。

(施策例)

施策例 1 被災住宅の応急危険度判定（東京都）

- ・ 二次災害の防止のため、民間住宅、都営住宅等、都市機構等が管理する住宅について被災住宅の応急危険度判定を迅速に実施し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図ることとされている。

※他縣市でも地域防災計画上の同様の位置づけあり。

図表 2-2 東京都地域防災計画による被災住宅の応急危険度判定

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 3 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び都市基盤整備公団総裁等に対し必要な応援を要請する。
都営住宅等	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都住宅局及び都住宅供給公社が実施する。 2 都住宅局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
都市基盤整備公団等が管理する住宅	都市基盤整備公団等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

(東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より)

【参考：応急危険度判定士に関する資格要件や過去の判定実績等】

1. 応急危険度判定士とは

応急危険度判定士は、被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者である。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものであるが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられる。

そこで、都道府県は、ボランティアとして協力する民間の建築士等（1級建築士、2級建築士、木造建築士及び都道府県が要綱等で定めた者）に、応急危険度判定に関する講習を受講してもらい、応急危険度判定士として養成、登録を行っている。

（※都道府県の他に、都市機構において、職員に係る判定士の養成、登録を行っている。）

2. 応急危険度判定士数

平成18年3月末現在の全国の応急危険度判定士数は98,277名

3. 過去の判定実績

図表 2-3 既往災害における応急危険度判定の実績

地震名	判定期間	判定延べ人数	判定棟数
兵庫県南部地震* (平成7年1月17日)	平成7年1月18日～2月9日	約6,468人	46,610棟
新潟県北部の地震 (平成7年4月1日)	平成7年4月2日	12人	342棟
宮城県北部地震 (平成8年8月11日)	平成8年8月14、16日	34人	169棟
鹿児島県薩摩地方を震源とする地震 (平成9年3月26日、5月13日)	平成9年4月11日、5月17日、6月4～5日	220人	2,048棟
新島・神津島・三宅島近海を震源とする地震 (平成12年6月26日、7月1日、9日、15日他多数)	平成12年7月3日～10日、7月17日～19日、8月2日～5日	17人	240棟 (複数回実施)
鳥取県西部地震 (平成12年10月6日)	平成12年10月7日～20日	332人	4,080棟
平成13年芸予地震 (平成13年3月24日)	平成13年3月25日～4月12日	636人	1,763棟
三陸南地震 (平成15年5月26日)	平成15年5月30日(大船渡)、6月2日(釜石)	5人	6棟
宮城県北部地震 (平成15年7月26日)	平成15年7月27日～8月3日	743人	7,245棟
新潟県中越地震 (平成16年10月23日)	平成16年10月24日～11月10日	3,821人	36,143棟

(以上、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

*) 阪神・淡路大震災では、共同住宅及び長屋にはほぼ限定して実施された（判定作業に従事したのは全国都道府県から派遣された職員が中心であり、人員に限度があること、判定の目的の一つである避難者の早期帰宅の促進効果を考慮したことによる）。戸建住宅に関する判定はステッカーを貼ることはせず、住民からの要望に対する相談に近い内容であった。

(阪神・淡路大震災調査報告書(東京都、平成7年7月)より)

【参考：応急危険度判定の判定作業計画】

被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）による応急危険度判定の作業計画は次のとおりである。

判定作業計画は、次の項目について、作成する。

- ①判定実施区域及び判定実施順位等の決定
- ②対象とする建築物の用途、規模
- ③判定実施期間、必要判定士等の必要数及び判定資機材の調達

ア 判定実施期間は、10日間

イ オペレーションタイプ2¹の必要判定士数は次による。

判定士2名でチームを編成し、判定棟数は15棟／チーム・日、判定士の稼働日数を3日間程度とする。

ウ 必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人配置するよう算定する。

（被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）より）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/yoko/man1.pdf>

【参考：応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン】

（次表の対象は民間判定士等の判定活動に要する経費であり、国、地方公共団体等の職員が公務として行う判定活動に要する経費は対象としない。）

項目		負担区分	説明
民間判定士等の旅費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの移動に要するもの	民間判定士等	
	居住地と異なる都道府県への集合場所までの移動に要するもの	被災団体	応援団体の旅費規定を参考に交通費の実費相当額を支給する。ただし、被災団体が別途、交通手段を用意した場合は交通費を支給しない。
	宿泊費	被災団体	宿泊先は被災団体が用意又は指定するものとし、それら所定の宿泊施設を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。
民間判定士等の食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費	民間判定士等	
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費	被災団体	食事等は被災団体が用意するものとし、それら所定の食事を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。 被災団体が食事を用意できない場合は、実費相当を支給する。

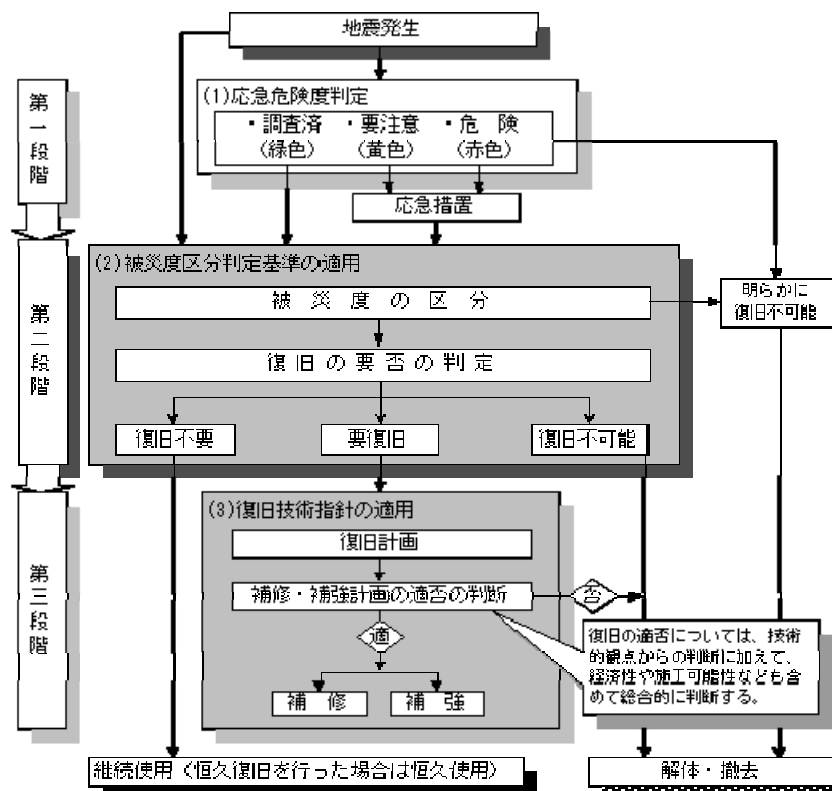
1、被災建築物の全てを判定する悉皆調査で、外観調査を基本としてエリアを決めて判定活動を行う基本的なオペレーションタイプ

【参考：応急危険度判定と被災度区分判定】

地震被害を受けた建築物等に対する被災状況の判定には、「応急危険度判定」と「被災度区分判定」があり、いずれも被災建築物及び被災地域の早期回復を目的としている。

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。内部被害の確認も望まれるが、まずは外観で調査を行い、危険と判断されれば判定士の二次被害を避けるため、屋内を判定する必要はない。建築物全体の傾斜、建築物1階部の傾斜・基礎の被害・隣接建築物や周辺地盤等の被害・壁の被害・腐食/蟻害、外壁の剥落、瓦の落下等の有無や程度を調査する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。

一方、被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者（1級建築士、2級建築士又は木造建築士等）がその建築物の内部に立ち入り、沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況など、主として構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、その被災度を区分するとともに、継続的に使用するための復旧の可否を判定するものである。



図表 2-4 応急危険度判定（余震に対する二次災害防止のための判定）と被災度区分判定（再建や修理の可能性を判断するための判定）

（以上、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより）

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

2. 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

2. 1 近隣地域の避難所の利用

(現状)

- ・ 当該区市町村の避難所では収容力が不足する場合、近隣の被害の少ない区市町村への移送等が必要である。

(施策例)

施策例 1 被災者の他地区への移送（東京都）

- ・ 被災区市町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送が計画されている。ただし、移送手段の確保等についてはまだ具体化されていない。
- ・ 災害時要援護者は、まず区市町村立の小中学校を中心とした一次避難所に避難した後に二次避難所（福祉避難所）に移動するが、特別な配慮が必要となるこれら要援護者に対する施設は十分とは限らず、他地区への移送が必要となる場合があるため、被災者の他地区への移送については災害時要援護者を優先することとしている。

（東京都地域防災計画（平成 15 年修正）及び東京都ヒアリング結果より）

※神奈川県でも同様の地域防災計画上の位置づけあり。

図表 2-5 東京都地域防災計画による被災者の他地区への移送・受け入れ

機関名	内容
区市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。 2 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 3 都から被災者の受入れを指示された区市町村長は、直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。 4 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。 5 その他、必要事項については区市町村防災計画に定めておく。
都福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、都福祉局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 2 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ態勢を整備させる。 3 被災者の移送方法については、都福祉局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

（東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より）

3. 屋外避難への支援

3. 1 屋外でのテント等の活用 (現状)

- ・ 近隣避難所の収容能力が不足した場合や、被災者が避難所へ避難したくない場合等には、新潟県中越地震でも見られたような屋外避難が発生する可能性がある。

(施策例)

施策例 1 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定の締結 (東京都)

- ・ 東京都では、災害時における応急収容施設として天幕等の調達に関する協定が結ばれている。東京都地域防災計画（平成 15 年修正）によれば、調達テント数は 3,000 張（12 人用 36,000 人分）。

（東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より）

※千葉県、横浜市でも同様の地域防災計画上の位置づけあり。

災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定（都財務局）

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都（以下「甲」という。）がティ・エス・ビ・太陽株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急収容施設としての天幕等の調達に関する協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、災害応急収容施設としての天幕等の調達の協力を要請することができる。

（調達に関する指示）

第 3 条 前条に定める甲の乙に対する天幕等の調達の要請は、東京都財務局長（以下「財務局長」という。）が調達内容、日時及び場所等を指定して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財務局長が調達に係る指示を行うことが困難な場合には、東京都知事の事務を分掌する他の局長がこの指示を行うものとする。

（天幕等の提供）

第 4 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、天幕等を提供する。

（費用負担）

第 5 条 甲の使用した天幕等に要する費用は甲が負担する。

（代金の請求）

第 6 条 乙は、天幕等の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の費用を甲に請求するものとする。

（協定期間）

第 7 条 協定期間は、平成 8 年 3 月 1 日から平成 9 年 2 月 28 日までとする。

ただし、期間満了前甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この契約の有効期間をさらに 1 年延長するものとし、今後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第 8 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

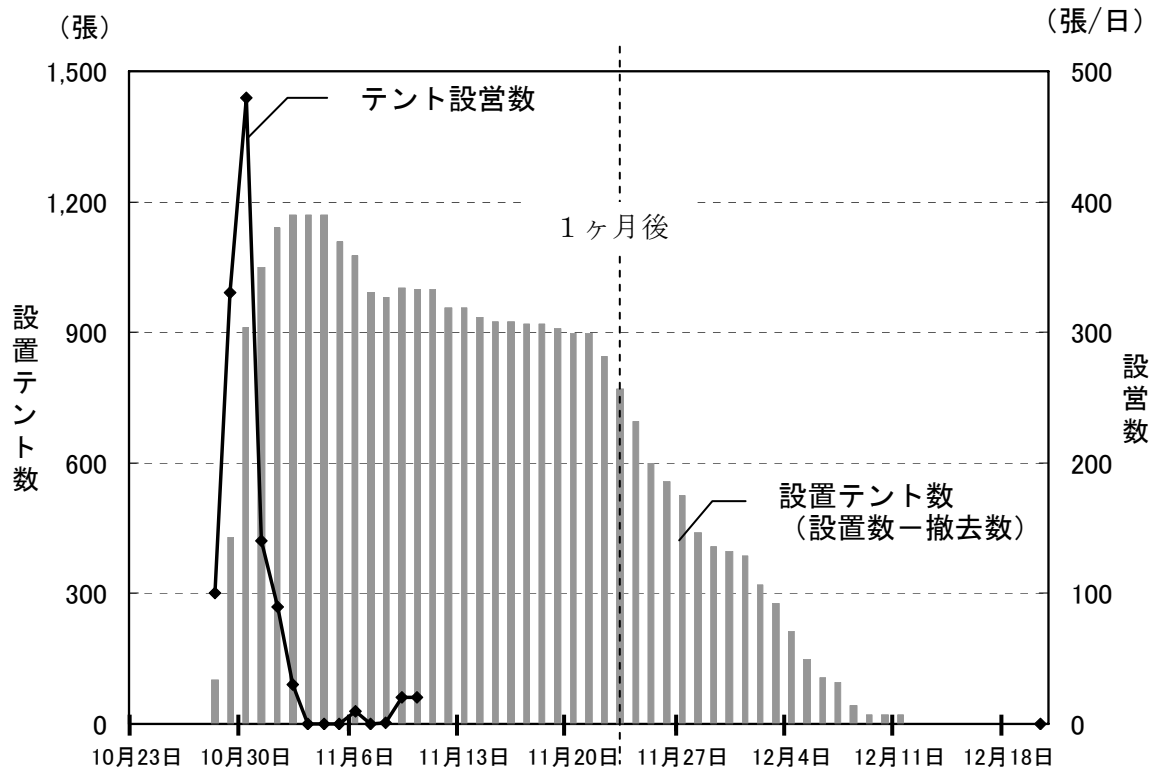
平成 8 年 3 月 1 日

甲（東京都知事）

乙（ティ・エス・ビ・太陽株式会社代表取締役）

（東京都地域防災計画
（平成 15 年修正）より）

【参考：既往災害における屋外避難生活支援】



図表 2-6 新潟県中越地震における自衛隊の天幕の設置の推移

*1 天幕当たり 6 人を収容

(「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」(内閣府、平成 17 年 3 月) より)



図表 2-7 自衛隊の天幕 (テント) の設置状況

〔1 天幕当たり 6 人収容〕



図表 2-8 NGOが設置した緊急支援用大型テント

(バルーンシェルター) の設置状況

〔1 天幕当たり約 100 人収容〕

(株式会社三菱総合研究所提供)

4. 避難所以外の既存施設の活用

4. 1 公的・民間施設の活用

(現状)

- ・ 当該区市町村内における区市町村立の小中学校を中心とした避難所で避難者を収容しきれなかった場合、都立学校、国立学校、私立学校などの学校施設、公共施設及び企業等の大規模施設等と協定を締結して避難所として活用しているところがある。

(施策例)

施策例 1 公的施設・民間施設との避難所施設利用に関する協定の締結 (世田谷区)

- ・ 世田谷区では、都立高校、筑波大学、武蔵工業大学、東京学芸大学、日本郵政公社、世田谷美術館等と避難所施設利用に関する協定を締結している。

避難所施設利用に関する協定

世田谷区を甲とし、筑波大学を乙として、甲乙の間において、避難所としての施設利用に関する協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域の区民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できる限り速やかに、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(世田谷区地域防災計画(平成15年修正)より)

施策例2 さいたまスーパーアリーナの避難所としての利用（さいたま市）

- ・さいたま市では、市で指定している避難所のみでは、避難者を受け入れることができない場合には、「災害時の『さいたまスーパーアリーナ』の運営（利用）に関する協定書」に基づき、埼玉県へ同施設の利用を依頼することとしている。

（さいたま市地域防災計画（平成17年修正）より）

4.2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用 （現状）

- ・宴会場やホール等の災害時要援護者の二次避難所としての活用について、ホテルと覚書を取り交わしている区市町村がある。
- ・また、被災者等の一時収容先として客室を提供する内容の協定を締結している区市町村もある。なお、1都3県におけるホテル・旅館の空き室数は約6万6,000室と推定され、これらホテル・旅館の空き室や宴会場等の避難所等への活用が考えられる。

図表 2-9 ホテル・旅館の推定空き室数

	客室数		客室稼働率(平均)		推定空き室数(平均)	
	ホテル (平成16年度)	旅館 (H16年度)	ホテル[京浜] (平成17年)	旅館[関東甲信] (H16年度)	ホテル	旅館
埼玉県	13,917	7,045	77.5%	60.2%	3,131	2,804
千葉県	25,596	18,387			5,759	7,318
東京都	87,384	32,715			19,661	13,021
神奈川県	24,417	22,641			5,494	9,011
合計	151,314	80,788			34,046	32,154

出典) 客室数: 衛生行政報告例(平成16年度版、厚生労働省)

客室稼働率: (ホテル) 宿泊関係統計資料(日本ホテル協会、2000年~2005年12月)

(旅館) 国際観光旅館営業状況等統計調査(国際観光旅館連盟、平成17年度)

（施策例）

施策例1 ホテル・旅館の客室等の災害時要援護者への提供に関する協定の締結（品川区）

- ・品川区は、災害時要援護者に対する宿泊施設等の提供について、ホテル業または旅館業を営む事業者団体と協定を締結している。この協定は事業所の地域貢献の一環として宿泊施設等を提供するものであり、費用は原則として宿泊施設利用者の実費負担となっている。災害救助法が適用され、あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、避難所としてのホテル・旅館等の借り上げの措置を講じることが可能となっており、その場合は被災者側の実費負担はない。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

災害時における高齢者・障害者等の災害要援護者（付き添いを含み、以下「災害要援護者」という。）への宿泊施設等の提供に関して、品川区（以下「甲」という。）と大崎ホテル旅館組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第二条第一号に定める災害時において、甲が災害要援護者のための宿泊施設等を必要とする場合に、区内でホテル業または旅館業を営む事業者の団体である乙が、事業所の地域貢献の一環として、当該災害要援護者に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害が発生し、災害要援護者に対し宿泊施設などを提供しよう甲から要請があった場合には、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 客室等、営業上使用する宿泊設備、その他の付随設備の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 前各号の提供を行うに当たっての空室等の状況の把握および調整

（期間）

第4条 災害要援護者が、甲の要請に基づき乙が提供する宿泊施設等を利用できる期間は、7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合には、乙と協議してその期間を延長することができる。

（費用弁償）

第5条 第3条第1号および第2号に係る経費については、原則として当該宿泊施設等を利用した者による実費負担とする。

（補償の請求）

第6条 乙は、この協定に基づき、災害要援護者に提供した宿泊設備等に損害が生じた場合、原則として、損害を及ぼした者に対し補償の請求を行うものとする。
ただし、損害を及ぼした者に補償能力がない場合、もしくは、損害を及ぼした者が特定できない事故等で、宿泊設備等に損害が生じた場合には、乙および甲の間において、その補償について協議するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（「品川区地域防災計画」（品川区、平成15年修正）より）

施策例2 ホテル・旅館の客室等の応援職員等への提供に関する協定の締結（大田区）

- ・大田区は、宿泊施設等の提供について、旅館組合と協定を締結している。
- ・協力内容は、応援職員等の宿泊施設としてホテル・旅館の客室の提供、被災者・応援職員等に対するホテル・旅館の入浴施設の提供である。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と大森旅館業組合、田園調布旅館組合、蒲田西旅館組合、蒲田東旅館組合及び蒲田簡易旅館組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が宿泊施設等を必要とする場合に、区内で旅館業又はホテル業を営む事業者の団体である乙が、乙の有する社会的責任感に基づき、甲に対して協力して、宿泊施設等を提供することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 1 応援職員等の宿泊施設として団体構成員の旅館、ホテルの客室の提供
- 2 前号の提供を行うに当たっての空き室状況の把握及び提供の調整
- 3 被災者、応援職員等に対する団体構成員の旅館、ホテルの入浴施設の提供

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、可能な限り協力をする。

（費用弁償）

第5条 第2条第1号及び第3号の施設利用料については、実費弁償を原則として、別途協議する。

（協議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

施策例3 ホテル等の宴会場・ホール等の災害時要援護者への提供に関する覚書の取り交わし（港区）

- ・港区は、災害時要援護者のための二次避難所としての活用について、ホテル等と覚書を取り交わしている。
- ・提供施設は客室以外の宴会場・ホール等であり、使用期間は1週間程度、また、要した費用は区が負担し、避難生活に用いる食糧、生活必需品等は区が備蓄物資から支給することとされている。

図表 2-10 災害時における応急協力ホテル一覧表

	ホテル名
1	ホテルオークラ
2	高輪プリンスホテル
3	東京プリンスホテル
4	ホテル東京
5	ホテルパシフィック東京
6	高輪東武ホテル
7	都ホテル東京
8	第一ホテル東京
9	メルパルク TOKYO
10	虎ノ門パストラル
11	ホテルフロラシオン 青山
12	ホテルJAL シティ田町

（港区地域防災計画震災資料編（平成15年修正）より）

災害時における応急協力に関する覚書

港区を「甲」とし を「乙」として甲乙間において次のとおり覚書を取りかわします。

乙は、災害時における高齢者・障害者等災害弱者対策に対し、地域における事業所の一員として、その業務の範囲内で可能なかぎり甲に協力します。

ただし、この協力は、乙の施設の安全とインフラが確保されることを条件とします。
また、甲はこのことにより乙が要した費用を負担します。

この覚書の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有します。

平成11年1月12日

災害時における応急協力ホテル一覧表

番号	ホテル名	所在地
1	ホテルオークラ	港区虎ノ門2-10-4
2	高輪プリンスホテル	港区高輪3-13-1
3	東京プリンスホテル	港区芝公園3-3-1
4	ホテル東京	港区高輪2-17-8
5	ホテルパシフィック東京	港区高輪3-13-3
6	高輪東武ホテル	港区高輪4-7-6
7	都ホテル東京	港区白金台1-1-50
8	第一ホテル東京	港区新橋1-2-6

甲 東京都港区芝公園1丁目5番25番
港区
代表者 港区長 菅谷 眞一

乙 協定締結ホテル
代表者

災害時における応急協力に関する覚書

港区を「甲」とし を「乙」とし、港区内に災害が発生した場合の応急協力に関し、次のとおり覚書を締結します。

(要請)

第1条 甲は、港区内に災害が発生し、高齢者・障害者等災害要援護者対策として二次避難所の確保について必要が生じ、かつ乙の施設の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請することができます。

(協力)

第2条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、その業務の範囲内で可能な限り協力します。なお、二次避難のための施設は客室以外の宴会場・ホール等とし、使用する期間は1週間程度とします。

(費用負担)

第3条 甲は、乙が協力を要した費用を負担します。ただし、避難生活に用いる食糧、生活必需品等は甲が備蓄物資から支給します。

(協議)

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めます。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえその1通を保有します。

平成11年7月26日

災害時における応急協力ホテル一覧表

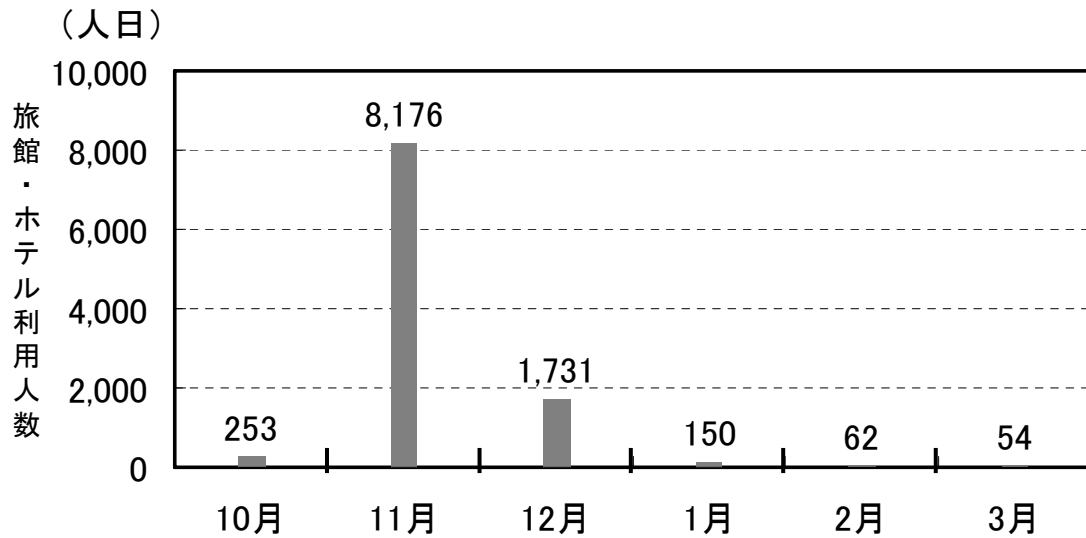
番号	ホテル名	所在地
9	メルパルク TOKYO	港区芝公園2-5-20
10	虎ノ門バストラ	港区虎ノ門4-1-1
11	ホテルフロラシオン 青山	港区南青山4-17-58

甲 東京都港区芝公園1丁目5番25番
港区長 菅谷 眞一

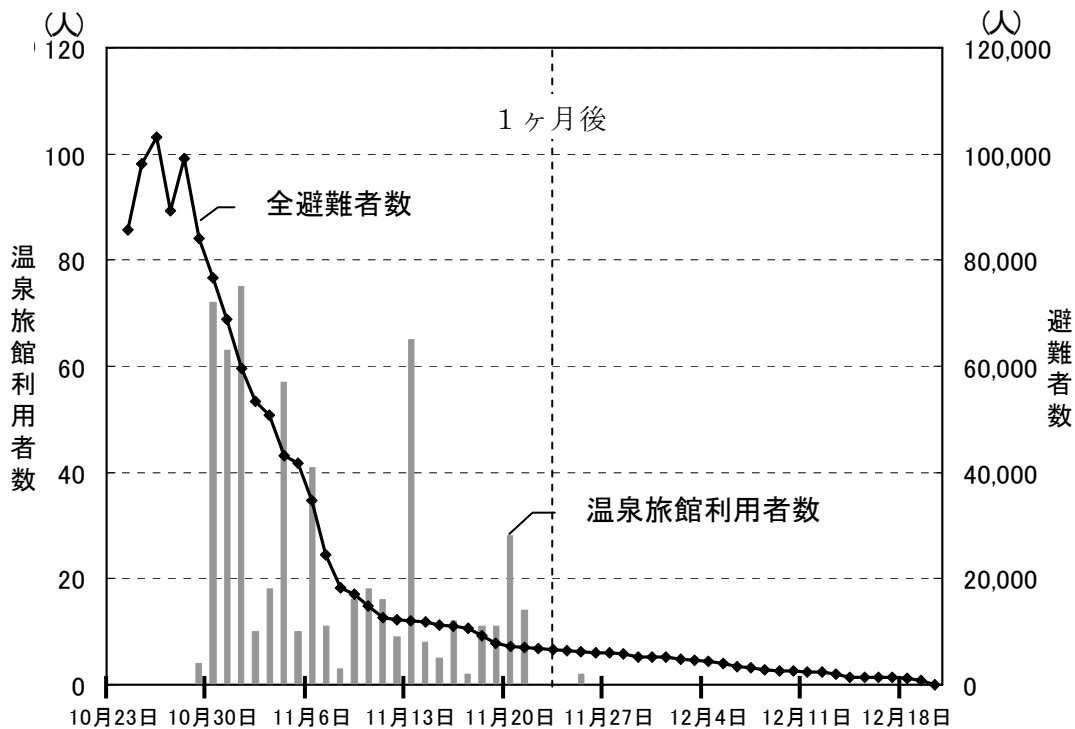
乙 協定締結ホテル
代表者

※ホテル JAL シティ田町とも平成12年7月1日に上記と同様の内容の覚書を取り交わし

【参考：新潟県中越地震における旅館・ホテルの避難所利用】



図表 2-1 1 新潟県中越地震における避難所としての旅館・ホテル利用状況
〔延べ人数〕(平成 17 年 3 月 31 日現在)



図表 2-1 2 温泉旅館利用者数の推移

(以上、「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」(内閣府、平成 17 年 3 月) より)

【参考：災害救助法による救助】

災害救助法に基づく救助では、

- ・あらかじめ指定した避難所が不足する場合の、避難所としての旅館、ホテル等の借り上げ

の措置を講じることが可能となっている。

○大規模災害における応急救助の指針について(抄)

(平成9年6月30日)

(社援保第122号)

(各都道府県災害救助法主管部(局)長あて厚生省社会・援護局保護課長通知)

(改正 平成14年3月20日 社援保発第0320001号)

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく今後の応急救助については本指針に基づく実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

(別添)

大規模災害における応急救助の指針

第2 応急救助の実施

1 避難所の設置

(5) 避難所の設置

ア 災害が発生した場合には、あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。

イ あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施すること。

5. 震災時に有効に機能する避難所の確保

5. 1 既存避難所の耐震化

(現状)

- ・ 震災時に多くが避難所となる公立小中学校施設の耐震化率は約55%*であり、法律の改正や財政措置の充実等により学校施設の耐震化が促進されている。

*) [昭和57年以降建物+昭和56年以前で耐震性がある建物]の耐震化率(全国平均、平成18年4月1日現在)

(施策例)

施策例1 学校施設の耐震化の促進(国)

- ・ 耐震改修促進法、地震防災対策特別措置法の改正や安全・安心学校づくり交付金の創設など、避難所にもなる学校施設の耐震化が促進されている。

建築物の耐震化促進策(公共建築物関係)

耐震改修促進法の改正

学校

- 指示対象に追加(従来は指導等まで)
- 指示に従わない場合は公表

- 安全・安心な学校づくり交付金創設
 - ・ 地方が自主裁量性を発揮できる仕組みを構築
 - ・ 補強、改築等を一本化し、耐震関連として相当規模(549億円)の予算を確保

- 耐震診断の18年内完了、結果公表
 - ・ 国交省と連携し同省補助制度を積極的に活用

- 推進地域の地方財政措置

病院

- 指示に従わない場合は公表

- 医療提供体制施設整備交付金創設
 - ・ 地方が自主裁量性を発揮できる仕組みを構築
- 事業用建築物として税制特例を適用

- 推進地域の地方財政措置

- 補助率嵩上げの延長
- 体育館の補助率嵩上げ対象追加
 - ・ 従来の1/3から1/2に嵩上げ

- 補助率嵩上げの延長

地震防災対策特別措置法の改正

5. 2 既存避難所の機能確保・向上

(現状)

- ・ 避難所が震災時に機能するためには、施設の耐震性の確保に加え、避難所生活者等のための食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、トイレの確保、自家発電装置の整備などが必要である。

(施策例)

施策例 1 避難所機能の強化 (世田谷区)

- ・ 世田谷区では、区立小中学校には、水・食糧の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図ることとしている。

(世田谷区地域防災計画 (平成 15 年修正) より)

図表 2-13 世田谷区の各避難所における備蓄等の状況 (部分抜粋)

避難所名	収容可能人数	ビスケット (カンパン)	アルファ ア米	おかゆ	調整粉 乳	保存水	給水拠点		受水槽 (t)	備蓄トイレ の種別
							広域用倉庫			
三宿小学校	1,293	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		35	簡易(排便 収納袋) マンホール トイレ
多聞小学校	1,436	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		15	仮設 (地掘式)
池尻小学校	1,666	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		42	仮設 (貯留式)
池尻中学校	1,417	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		20	仮設 (地掘式)
太子堂小学 校	1,429	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		44	仮設 (貯留式)
中里小学校	1,136	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		15	簡易 (排便収納 袋)
太子堂中学 校	1,536	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		0	簡易(排便 収納袋) マンホール トイレ
新星中学校	1,880	31箱	39箱	21箱	4箱	12箱	こどもの広場公園 下馬		45	仮設 (地掘式)

【参考：過去の既往災害における避難者対策の施策メニュー】

・阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時の避難者対策として、主に避難所の開設、テント、公的宿泊施設及び公的施設、ホテル・旅館の提供、ホームステイのあっせん、旅客船の提供等が実施された。

支給形態	支給者	内容	過去の事例
避難施設	自治体	避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：1,153 箇所、31 万 6,678 人（ピーク時；兵庫県） ・新潟県中越地震：603 箇所、10 万 3,178 人（ピーク時；新潟県）
		テント	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：発災後 15 日目までに神戸市内 27 箇所、522 張（発災後 4 日目で 18 箇所、4,450 人の屋外避難者） ・新潟県中越地震：自衛隊が 1,200 張（ピーク時）のテント設置
		公的宿泊施設・公的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：公的宿泊施設・公的施設が提供されたが、入居者はわずか
	民間	企業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：施設の一部を一時的な避難場所として提供した企業あり
		ホームステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：全国から約 11,750 件の申し出あり（成立は 85 家族 160 人）
		ホテル・旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：要援護者に対して提供（利用数 1,822 家族 4,637 人） ・新潟県中越地震：県旅館組合が無料提供（発災翌月の 11 月の 1 ヶ月が最大で延べ 8,176 人（平均 270 人/日））
		旅客船	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災：民間船舶会社により宿泊施設として旅客船が提供された。（発災後 15 日目からの 29 日間で延べ 1,460 人）

（「阪神・淡路大震災－兵庫県 1 年の記録－」（兵庫県、1996）、「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」（自治省消防庁・消防科学総合センター、1996）、「平成 7 年版防災白書」（国土庁）、「平成 16 年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（内閣府、平成 17 年 3 月）より）

6. 応急住宅の早期供給

6. 1 公的な空き室の活用（公営住宅等）

（現状）

- ・ 応急仮設住宅での収容力が不足すると予想される場合などにおいては、公的な空き室等の応急仮設住宅としての早期活用が必要である。
- ・ 1都3県における空き家戸数の総数は約165万戸、うち賃貸用住宅（借家）の空き家は約105万戸あり、さらにそのうちの公営及び公団・公社の借家約19万戸が主として応急住宅として活用できる可能性があるが、中には被災するもの等もあると考えられるため、必ずしも全てを活用できるわけではない。

図表 2-14 1都3県における空き家戸数

	空き家 総数	二次的住宅			賃貸用の住宅 (A)	売却用の住宅	その他の住宅
		総数	別荘	その他			
埼玉県	273,100	11,600	2,900	8,700	167,900	18,100	75,400
千葉県	321,900	39,400	24,800	14,700	175,500	17,900	89,100
東京都	665,400	22,700	1,700	21,000	459,600	42,300	140,800
神奈川県	391,600	31,300	15,000	16,300	249,400	24,300	86,600
合計	1,652,000	105,100	44,400	60,700	1,052,400	102,600	391,900

（平成15年住宅・土地統計調査（総務省）より）

図表 2-15 1都3県における借家の推定空き家戸数（公的借家と民間借家の別）

	賃貸用の 住宅 (B)	公営の 借家(C)	公団・公社 の借家(D)	民営 借家(E)	借家の空 き家数 (推定*)	公営+公 団・公社	借家の空 き家数 (推定*)		
							公営 (A×C/B)	公団・公社 (A×D/B)	民営 (A×E/B)
埼玉県	764,100	37,200	80,200	646,700	167,900	25,800	8,200	17,600	142,100
千葉県	631,400	33,600	88,400	509,400	175,500	33,900	9,300	24,600	141,600
東京都	2,512,700	277,200	220,300	2,015,200	459,600	91,000	50,700	40,300	368,600
神奈川県	1,238,400	102,300	87,400	1,048,700	249,400	38,200	20,600	17,600	211,200
合計	5,146,600	450,300	476,300	4,220,000	1,052,400	188,900	88,800	100,100	863,500

* 賃貸用住宅の空き家を各借家住宅数に応じて配分して推定
（平成15年住宅・土地統計調査（総務省）をもとに作成）

注) 二次的住宅（その他）：ふだん住んでいる住宅とは別に残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

その他の住宅：人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

公営の借家：都県、区市町村が所有又は管理する賃貸住宅（都営住宅、市営住宅など）

公団・公社の借家：都市機構や都県・区市町村の住宅供給公社等が所有又は管理する賃貸住宅

(施策例)

施策例 1 公的住宅の供給（東京都）

- ・東京都では、発災時において公営住宅の空き家に関する情報を収集し、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てることとしている。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置づけあり。

図表 2-16 応急住宅対策（一時提供住宅の供給）としての
公的住宅の供給の考え方（東京都）

2 一時提供住宅の供給

(1) 公的住宅の供給

ア 公的住宅の確保

都は発災時において、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、公団・公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

イ 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

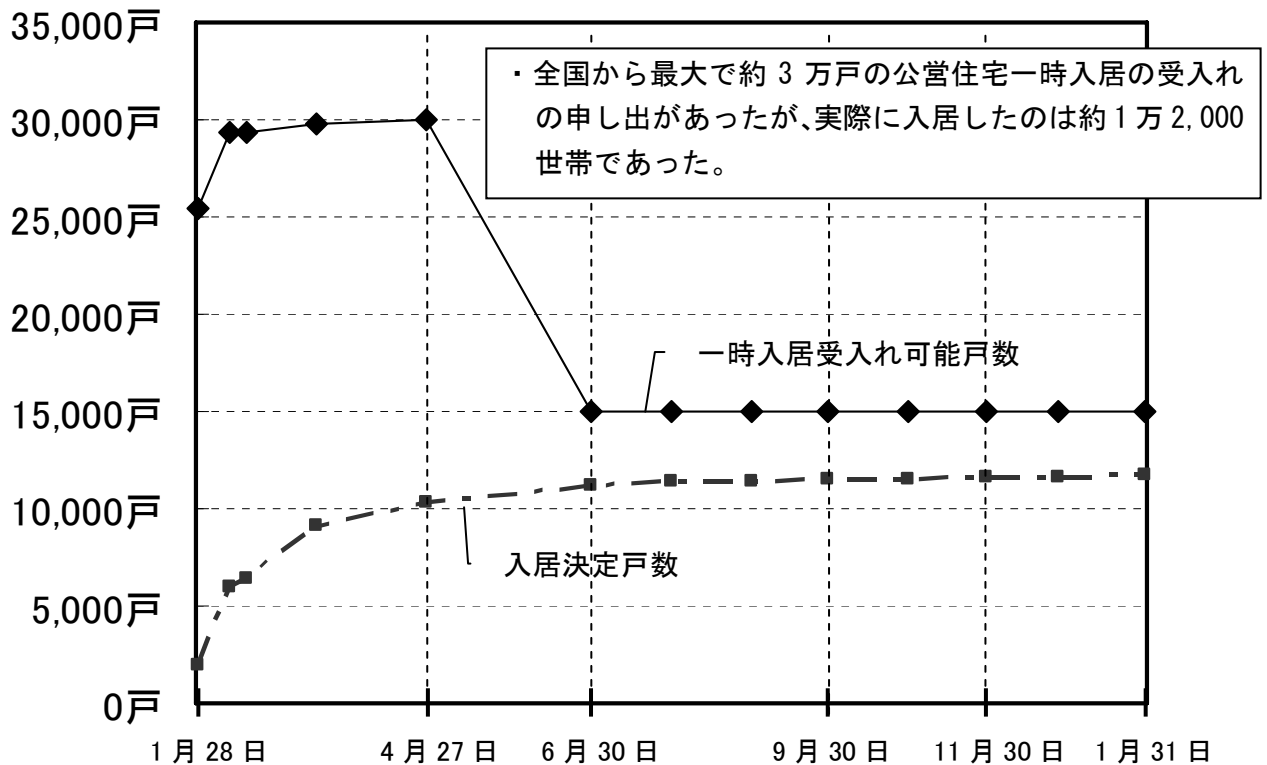
- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

ウ 入居者の募集・選定

- (ア) 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当ててもらうが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。
- (イ) 住宅の割当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
- (ウ) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。

（東京都地域防災計画（平成15年修正）より）

【参考：既往災害における公営住宅の提供】



図表 2-17 阪神・淡路大震災での公営住宅への一時入居受入れ可能戸数と入居決定戸数の推移
 (注：入居希望者の漸減傾向、一般空き家募集対象への変更を求める各事業主体の要望等を考慮し、6月1日以降の一時入居受入れ可能戸数を14,592戸とした。)
 (「阪神・淡路大震災－兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より)

図表 2-18 阪神・淡路大震災での公営住宅への一時入居状況 (平成7年3月22日現在)

地方ブロック	申し出戸数	入居決定戸数	入居決定率
北海道・東北	3,370	64	1.9 %
関東	4,426	780	17.6
北陸	1,033	102	9.9
東海・甲信	1,337	89	6.7
中京	1,043	320	30.7
近畿(含岡山)	2,648	2,204	83.2
兵庫県	1,850	1,384	74.8
中国(除岡山)	1,603	455	28.4
四国	770	377	49.0
九州・沖縄	4,825	595	12.3
小計	22,905	6,370	27.8
住宅都市整備公団	5,100	2,037	39.9
雇用促進事業団	1,733	1,067	61.6
合計	29,738	9,474	31.9

・被災地である兵庫県や近畿圏を中心に公営住宅へ入居した。
 ・被災地近傍の府県では入居決定率が高いが、他の遠方の地域では低かった。

(「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」(財団法人消防科学総合センター、1997)より)

(注1) 住宅都市整備公団の5,100戸の内、2,172戸は兵庫、大阪、京都、奈良に所在する。
 (注2) 申し込み数が申し出戸数を上回った(抽選が必要となった)府県は、兵庫県をはじめ、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、そして淡路島と鳴門大橋でつながっている香川県の近府県のみである。
 (注3) その後、遠隔地への申し込みに限りがあることが明白になったため、それらの地域での公団住宅への募集を切り上げ、申し出を辞退している。

6. 2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等） （現状）

- ・ 応急仮設住宅での収容力が不足すると予想される場合などにおいては、公的な空き室と並び、民間の空き家・空き室の応急仮設住宅としての早期活用が必要である。
- ・ 1都3県における空き家戸数の総数は約165万戸、うち賃貸用住宅（借家）の空き家は約105万戸あり、さらにそのうちの民営借家約86万戸が応急住宅として活用できる可能性がある（図表2-14及び図表2-15参照）が、中にはもともと使用に耐えられないもの、被災するもの、家主の同意を得られないもの等もあると考えられるため、必ずしも全てを活用できるわけではない。

（施策例）

施策例1 民間賃貸住宅の一時提供制度（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

- ・ 東京都では、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度があり、都が利用可能賃貸住宅を借り上げ、被災区市町村に割り当てる仕組みを構築している。（埼玉県、千葉県、神奈川県でも同様の取り組みが現在行われている。）

図表 2-19 応急住宅対策（一時提供住宅の供給）としての
民間賃貸住宅等の供給の考え方（東京都）

2 一時提供住宅の供給

(2) 民間賃貸住宅等の供給

ア 民間賃貸住宅の確保

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努める。

イ 入居資格

原則として、公的住宅の入居資格に準じて行う。

ウ 入居者の募集・選定

原則として、公的住宅の入居者の選定に準じて行う

（東京都地域防災計画（平成15年修正）より）

施策例2 民間賃貸住宅のあっせん（埼玉県）

- ・ 埼玉県では、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるようにしている。（埼玉県地域防災計画（平成17年修正）より）
- ・ なお、新潟県中越地震においては、社団法人新潟県宅地建物取引業協会が、新潟県との「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」に基づき、被災者に対して賃貸住宅の紹介を行った（物件によって、礼金、敷金、媒介手数料が無料）。

（新潟県ホームページより）

http://www.pref.niigata.jp/content/jishin/chintaijuutaku_baikai.html

平成17年8月30日
都 市 整 備 局

震災時における民間賃貸住宅一時提供 協力会員登録数が12,000件を超える！

東京都が全国で初めて構築した、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度の協力会員登録数が、現在12,365件となりましたので、お知らせします。

平成15年9月から協定締結団体の協力者（宅建業者・家主）の登録を開始しましたが、昨年同時期には約2,000件程度であった登録数が、新潟中越地震等を経て、協定締結団体及び会員の理解と協力により飛躍的な伸びを見せ、当初目標の1万件を大幅に超えることとなりました。

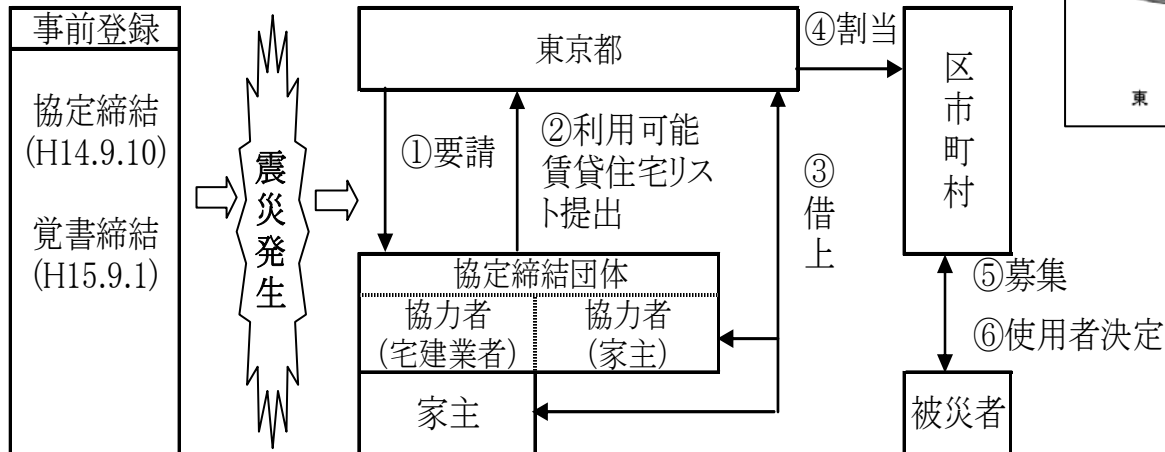
この制度には、民間の空き家を活用することにより、被災者に迅速に住宅を供給できるとともに、応急仮設住宅と比べ低コストで、かつ廃材が出ないため環境にやさしく、さらに家族構成に応じた規模の住宅を提供できるというメリットがあります。

なお、協力者には、シンボルマーク付の都が作成した協力者章（別図参照）を各団体から交付しています。

1 協定締結団体

- ・（社）東京都宅地建物取引業協会（宅地建物取引業者団体）
- ・（社）全日本不動産協会東京都本部（宅地建物取引業者団体）
- ・（社）東京共同住宅協会（民間賃貸住宅の経営者団体）

2 震災発生時の対応



(東京都ホームページより)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/08/20f8u400.htm>

《仕組みのポイント》

- 各協力者から、情報提供のあった賃貸物件を都で借り上げ、資力がなく自力で応急住宅を確保できない世帯に提供
- 震災時に概ね1万戸の確保に努める。
- 都が借り上げる期間は最長で2年間とし、被災者の当初の入居期間は6ヶ月を予定
- 各団体が会員を協力者として事前登録し、連絡体制を整備（会員数は約2万）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2003/08/20d8s100.htm>

震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（都住宅局）

東京都住宅局を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害（以下「震災」という。）が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときに基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災が発生し、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成14年 9月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年9月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都住宅局

局長 橋本 勲

東京都千代田区富士見二丁目2番4号

乙 社団法人東京都宅地建物取引業協会

会長 藤田和夫

同趣旨の協定

乙 社団法人全日本不動産協会東京都本部

乙 社団法人東京共同住宅協会

（東京都地域防災計画（平成15年修正）より）

《震災時における民間賃貸住宅提供について》

(東京都住宅局資料及び社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部ホームページより)

http://shinjuku.tokyo-takken.or.jp/tayori/past_tayori.htm

1 目的

震災時に住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して提供することを目的としている。

2 経緯

- 平成 10 年度の東京都地域防災計画において、民間賃貸住宅を応急住宅として活用する考え方が示される。
- 平成 12 年度から宅建業団体等と協議開始
- 平成 14 年度に関係 3 団体と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」締結
- 以後実施細目・協議

3 考え方

- 提供戸数
 - ・概ね 1 万戸確保を目標
- 経費
 - ・応急仮設住宅の建設費用相当額（一戸当たり 2 年間で 2,468,000 円）の範囲内
 - ・全体の財政規模は約 247 億円（提供戸数 1 万戸とした場合）
- 対象者
 - ・資力がなく自力で応急住宅が確保できない世帯
- 提供方法
 - ・震災時に、事前登録協力者から、都に賃貸住宅物件の情報提供
 - ・都と家主との間で賃貸契約等の手続きを行った上で借上げ、区市等を通じて募集した被災者に提供

4 協定締結先

- ・社団法人 東京都宅地建物取引業協会
- ・社団法人 全日本不動産協会東京都本部
- ・社団法人 東京共同住宅協会

5 制度の概要

- 各団体の会員（協力者）登録
 - ・協力者の事前登録と登録者証の発行
 - ・協力者は宅建業関係 2 団体においては会員の宅建業者、東京共同住宅協会においては会員の家主
 - ・協力者登録件数は約 2 万件

○連絡体制

- ・東京都、3 団体、各協力業者等との連絡体制を整備及び定期更新

○契約方法

- ・東京都の借上げ方式
- ・家主と東京都との転貸借条件付の賃貸借契約（いわゆる借上げ契約）
- ・使用者には無償使用貸借（当初の使用期間は 6 ヶ月を予定）
- ・宅建業関係協力者の契約事務手数料は月額家賃の 0.5 月分
- ・各団体での連絡調整等にかかる費用は 0.1 月以内の実費相当額

○契約期間

- ・契約期間は最長 2 年

○住宅基準

- ・規模は、災害救助法で定める応急仮設住宅建設基準による一戸あたりの平均床面積（29.7 m²・9 坪）を基準
- ・公営住宅整備基準（19～80 m²）の範囲内で世帯人数等により調整
- ・構造、設備等は原則として公営住宅等整備基準の考え方に準拠（構造は原則として防火構造以上）

○家賃等基準

- ・1 月あたりの基準家賃額は 91,700 円
- ・家賃の上限額は概ね 120,000 円

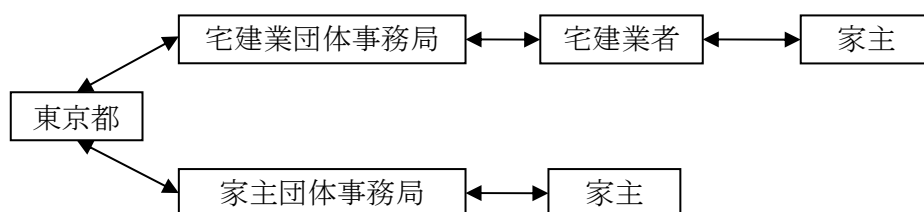
○費用負担及び原状回復

- ・賃料（家賃）は都が負担
- ・共益費及び附属施設使用料（駐車場等）は入居者負担
- ・敷金・礼金は負担しない
- ・退去時の原状回復は状況により家主または使用者
- ・使用者が原状回復を行えない場合は東京都が負担

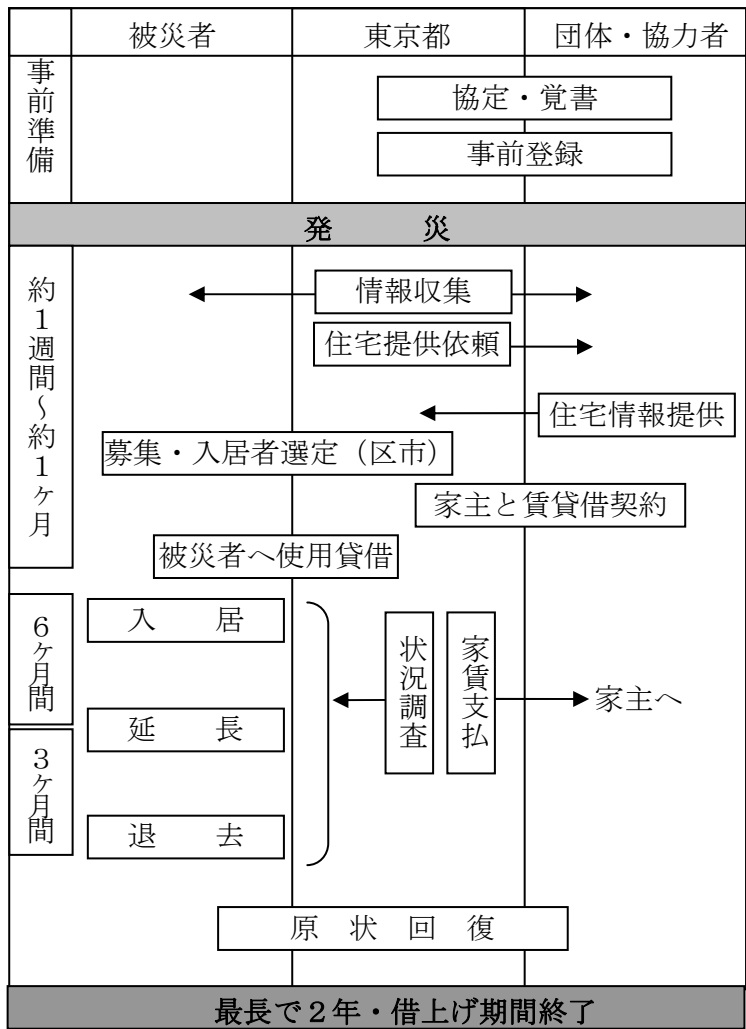
○入居手続き等

- ・入居募集、決定、入居者の管理は、応急仮設住宅、公営住宅と同様の方式により区市町村等の協力をもとに行う。

6 連絡体制



7 民間賃貸住宅の提供イメージ





大地震に備えて 協力会員登録をしましょう！

—会員の皆様のご協力をお願い致します。—

本会では、県と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結しており、発災時に県が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に使用貸借する制度です。家賃は県が負担し会員業者に利点があるばかりでなく埼玉県民の非常時の住宅を提供する本会の社会貢献事業としても位置づけられています。是非会員登録をお願い申し上げます。

●なお、既に登録されている会員様はご登録は不要です。

1. 対象となる被災者

震災により住家を滅失等され、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者が対象となります。

2. 協力会員の登録方法

登録申込書に必要な事項を御記入の上、本部事務局あてにご提出ください。

3. 協力会員の役割

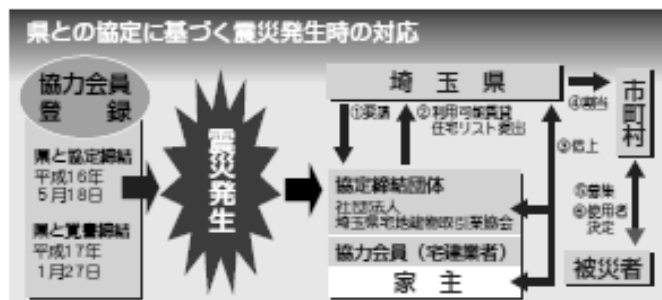
- ①震災後、埼玉県から当会へ情報提供依頼に基づき、提供可能な物件の情報を支部を通じて本部事務局に通知して頂きます。
- ②埼玉県が市町村を通じて対象となる被災者に対し入居者の募集を行い、入居者が決定します。その後、今後策定予定の標準賃貸借契約書により、家主と埼玉県との契約代行を行って頂きます。
- ③平時より、お取扱いの賃貸住宅所有者に対して、震災時に物件の提供をして頂けるよう、協力を呼びかけて頂きます。
- ④その他、必要に応じて入退去時の確認、入居者の状況報告等についてご協力をお願い致します。

4. 借り上げ条件

- ①借 り 上 げ 期 間：最長2年間
- ②契 約 事 務 手 数 料：家賃の0.5ヶ月分
- ③提 供 住 宅 の 基 準：住宅の規模は概ね19㎡から80㎡(共同住宅ではバルコニー、共用部分を除きます。)の範囲内とします。また、状況により基準外の規模の住宅もお願いする可能性があります。
- ④家 賃 基 準：家主から埼玉県が借り上げる際の賃料は、月額一戸あたり概ね10万円を限度とし、発災前の近傍同種（市場家賃）と同等額とさせていただきます。
- ⑤敷 金・礼 金 について：埼玉県及び住宅使用者（被災者）は負担しません。ただし、住宅使用者が故意・過失等に損耗・毀損した箇所の修理、及び原状回復について、住宅使用者が自ら負担できない場合、埼玉県が代わって負担します。
- ⑥共 益 費 等：共益費、駐車場使用料等は住宅使用者が負担します。

5. 今後の予定

協力会員には、今後、本会と県が作成する「実施マニュアル」をお渡しの予定です。



○詳細の確認については本部事務局 総務課まで ㉞ 048-811-1820

(埼玉県宅地建物取引業協会ホームページより)
<http://www.takuken.or.jp/pdf/sinsaitouroku.pdf>

平成17年11月17日

記者発表資料

災害時の空き家情報提供等に関する協定を締結

神奈川県は、大規模災害が発生した際に、民間賃貸住宅を被災者用住宅として利用できるよう、社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会（会長 杉浦 武胤）と「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定」を締結しました。

1 協定締結日及び適用日 平成17年11月17日（木）

2 協定の主な内容

（1）神奈川県からの要請を受け、（社）神奈川県宅地建物取引業協会は、同協会の会員が有する民間賃貸住宅に係る空き家情報を提供

（2）（社）神奈川県宅地建物取引業協会は、神奈川県が応急仮設住宅として空き家の借上げを行う場合に協力

3 協定の効果

（1）神奈川県は、災害時に民間賃貸住宅の空き家情報を把握し、住宅が被災した方へ情報提供できるようになります。

（2）自分の資力で住宅が確保できない被災者の方に対して、一時使用としての公共住宅、プレハブ住宅に加え、民間賃貸住宅の空き家も、被災者用住宅として提供できるようになります。

（神奈川県ホームページより）

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0511/22046/index.htm>

【参考：阪神・淡路大震災における民間賃貸住宅の提供】

- ・民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に生活の場を確保した。
- ・2月8日～10日の申し込み受付に対して、730世帯の応募があり、111世帯262人が2月中旬～下旬にかけて入居した。また、3月8日～10日の2次募集に対して、268世帯の応募があり、28世帯63人が3月下旬～4月上旬にかけて入居した（計139世帯325人が入居）。
- ・原則6ヶ月間の提供としていたが、住宅確保の目途が立たない被災者のために、平成8年3月まで6ヶ月間に限り延長した。
(以上、「阪神・淡路大震災一兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より)
- ・公営住宅入居、自宅再建、当該民間アパートとの自己契約、応急仮設住宅への入居斡旋等により期限内に全員退去した。

(「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)より)

6. 3 応急仮設住宅の早期提供

(現状)

- ・ 応急仮設住宅の建設には相当の時間を要する。また、供給量についても、首都圏が被災した場合には、非常に多くの避難世帯の発生が見込まれ、応急仮設住宅のみで被災世帯の収容を賄うことは困難であると考えられる。

(施策例)

施策例 1 応急仮設住宅の提供（東京都、(社)プレハブ建築協会）

- ・ 都道府県と(社)プレハブ建築協会との間では、応急仮設住宅の建設に関する協定が結ばれている。
- ・ 首都圏が被災した場合に全国から被災地に供給できる応急仮設住宅の量は、1戸当たり29.7㎡換算で、1ヶ月以内に8,800戸、3ヶ月以内に4万4千戸、6ヶ月以内に12万2千戸（(社)プレハブ協会資料より）とされている（ただし、生産工場等の被害影響がないこと、原材料等が確保されること、生産資材等の運搬手段が確保されること等が前提）。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置づけあり。

(社)プレハブ建築協会との協定 (都総務局)

「災害時における応急対策業務に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅建設資材提供等災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人プレハブ建築協会長（以下「乙」という。）に対し、応急業務の協力を要請するものとする。

(協 力)

第3条 乙は、甲の要請があった時は、可能な限り応急業務について甲に協力するものとする。

(費用負担)

第4条 甲の要請により、乙が応急業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(請 求)

第5条 乙は、応急業務の終了後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。ただし、請求の方法は、別に定める。

(協 議)

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関する必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この協定は、昭和54年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和54年12月1日

甲 東京都知事
鈴木 俊一

乙 社団法人プレハブ建築協会長
石橋 信夫

(東京都地域防災計画 (平成15年修正) より)

図表 2-20 応急仮設住宅供給（建設）能力一覧表

平成 18 年度 平成 18 年 4 月現在
 応急仮設住宅 供給（建設）能力一覧表

建設要請受諾後の供給（建設）

単位：戸（29.7㎡）

ブロック	タイプ	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計	ブロック一覧
北海道	組立	2,900	15,800	44,000	北海道
	ユニット	300	2,200	5,200	
	計	3,200	18,000	49,200	
東北	組立	4,900	24,300	84,400	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
	ユニット	600	3,500	12,000	
	計	5,500	27,800	96,400	
関東	組立	7,600	37,300	105,400	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 東京都・千葉県・神奈川県 山梨県・長野県・新潟県
	ユニット	1,200	6,700	16,600	
	計	8,800	44,000	122,000	
中部	組立	6,000	27,500	86,400	富山県・石川県・福井県 岐阜県・静岡県・愛知県 三重県
	ユニット	800	4,000	13,000	
	計	6,800	31,500	99,400	
近畿	組立	6,700	31,500	94,200	滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
	ユニット	700	3,100	11,000	
	計	7,400	34,600	105,200	
中国	組立	5,300	23,500	78,600	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
	ユニット	700	2,300	7,400	
	計	6,000	25,800	86,000	
四国	組立	5,000	19,900	67,400	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
	ユニット	700	2,000	6,200	
	計	5,700	21,900	73,600	
九州	組立	4,400	22,100	71,400	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
	ユニット	800	2,500	6,200	
	計	5,200	24,600	77,600	
沖縄	組立	1,700	10,600	23,000	沖縄県
	ユニット	400	1,600	3,400	
	計	2,100	12,200	26,400	

注1) 災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを示したものである。

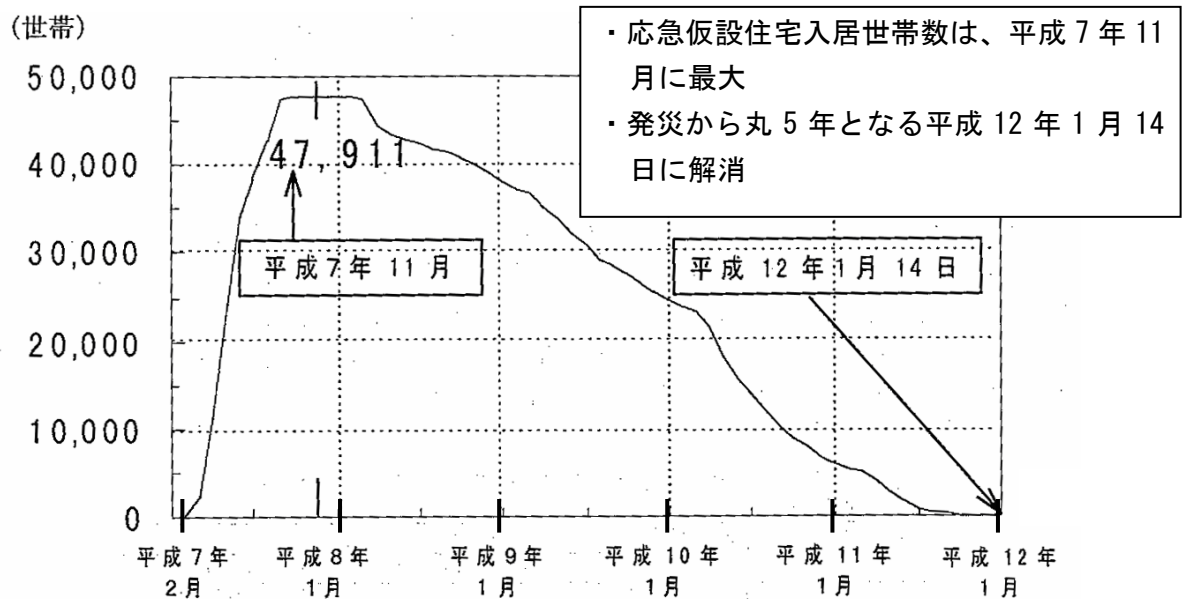
注2) この一覧表は、災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである。

注3) この一覧表に示す供給戸数は、一般地向・標準仕様（当協会仕様）により供給できる戸数である。

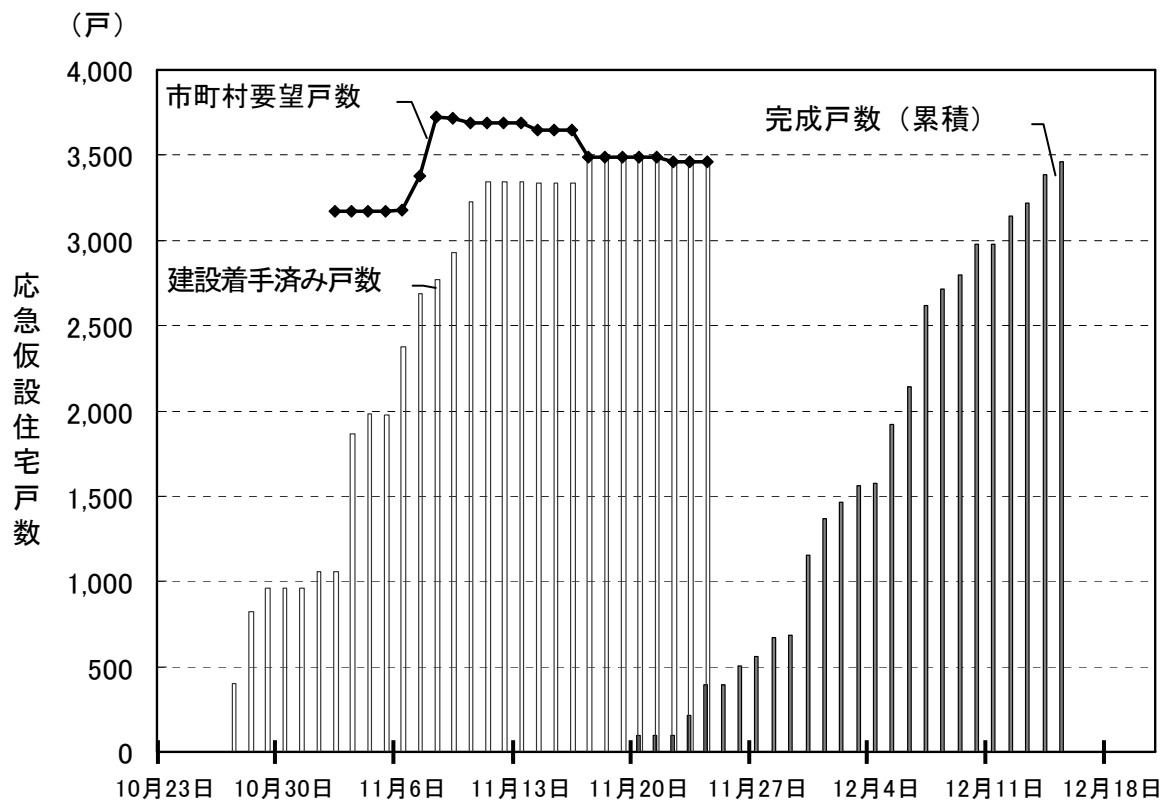
注4) 寒冷地型・多雪型など特別な仕様を必要とする地域については、別途供給戸数の検討を必要とする。

注) 上表の供給（建設）能力戸数には、常時平均在庫数を含む。
 （「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（社）プレハブ建築協会）より

【参考：既往災害における応急仮設住宅の提供】



図表 2-21 阪神・淡路大震災における応急仮設住宅入居世帯数の推移（兵庫県・大阪府の合計）
 （「阪神・淡路大震災復興誌」（総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編、2000）より）



図表 2-22 新潟県中越地震における仮設住宅建設の推移
 （「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（内閣府、平成17年3月）を基に一部修正）

【参考：過去の既往災害で提供された応急住宅確保の施策メニュー】

- ・ 阪神・淡路大震災時の応急住宅供給に関する施策としては、主に応急仮設住宅の供給と公営住宅の空き室利用が実施された。
- ・ それ以降に発生した新潟県中越地震等の大規模災害時には、住宅の供給形態や、住宅再建に係る資金の供給形態が多様化してきている。

支給形態	支給者	内容	過去の事例
住宅	政府・自治体	仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：48,300 戸 ・ 新潟県中越地震：3,460 戸 ・ 福岡県西方沖地震：230 戸
		既存公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：約 12,000 戸 ・ 三宅島火山災害：1,014 戸 ・ 新潟県中越地震：約 119 戸
		新設公営住宅 (災害復興公営住宅*)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：計画 38,600 戸 ・ 新潟県中越地震：長岡市等に 335 戸を建設予定（平成 18 年 3 月 31 日現在）
	民間	寮や社宅、保養施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：県内外 28 企業から 433 戸の提供申し出（217 戸が入居）
資金	政府・自治体	公営住宅の家賃減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震：県が 26 件分補助
		民間の賃貸住宅の家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県西部地震：市町村が 70 件分補助
		民間住宅や宿泊施設の借り上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災：県が借上げ 139 世帯入居 ・ 鳥取県西部地震：市町村が民間空家を借上げて補修し被災者に賃貸（10 件借上げ） ・ 新潟県中越地震：県が 177 件借上げ
	民間	賃貸住宅の礼金・敷金・媒介手数料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県中越地震：新潟県宅建協会が県との協定により 273 件の紹介（物件によっては礼金・敷金・媒介手数料無料）

（「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（(社)プレハブ建築協会）、「阪神・淡路大震災－兵庫県 1 年の記録－」（兵庫県、1996）、「新潟県中越地震における被災住宅の応急対応の実態と復興への課題」（米野、2005 年日本建築学会梗概集）、新潟県報道資料、新潟県ホームページ、鳥取県ホームページ、東京都ホームページ等より）

*) 災害復興公営住宅：応急仮設住宅に入居している被災者や特に低所得者層を対象として、低廉な家賃の住宅を早期大量に必要供給戸数を確保する目的のもとに供給される住宅

【参考：災害救助法による救助】

災害救助法に基づく救助では、

- ・ 応急仮設住宅の設置に代えての賃貸住宅の居室の借り上げの措置を講じることが可能となっている。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抄）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成十二年三月三十一日)

(厚生省告示第百四十四号)

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(収容施設の供与)

第二条 法第二十三条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

2 応急仮設住宅

イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百三十四万二千円以内とすること。

ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。

ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できること。

ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

ヘ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(平一五厚労告一四二・平一六厚労告一六四・平一七厚労告二〇三・平一八厚労告二八二・平一八厚労告四七〇・一部改正)

7. 応急住宅需要の低減

7. 1 応急修理等による従前住宅への復帰

(現状)

- ・ 応急修理を施すことができれば継続的に居住することのできる被災住宅も多いと予想される。応急修理の必要性を周知するとともに、迅速・円滑に応急修理を実施することができれば、応急仮設住宅等応急住宅の需要低減につながる。

(施策例)

施策例 1 住宅の応急修理（東京都）

- ・ 住家が半焼又は半壊した場合、自らの資力では応急修理ができない者を対象に、居住に必要な最小限の応急修理を実施する。

※他縣市でも同様の地域防災計画上の位置づけあり。

図表 2-23 住宅の応急修理の考え方（東京都）

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により、住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

区市町村による被災者の資力その他生活条件等の調査及び区市町村長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集及び選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

2 応急処理の方法

(1) 修理

都が社団法人東京建設業協会のあるせんする建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。場合によっては、当該区市町村に事務を委任する。

(2) 経費

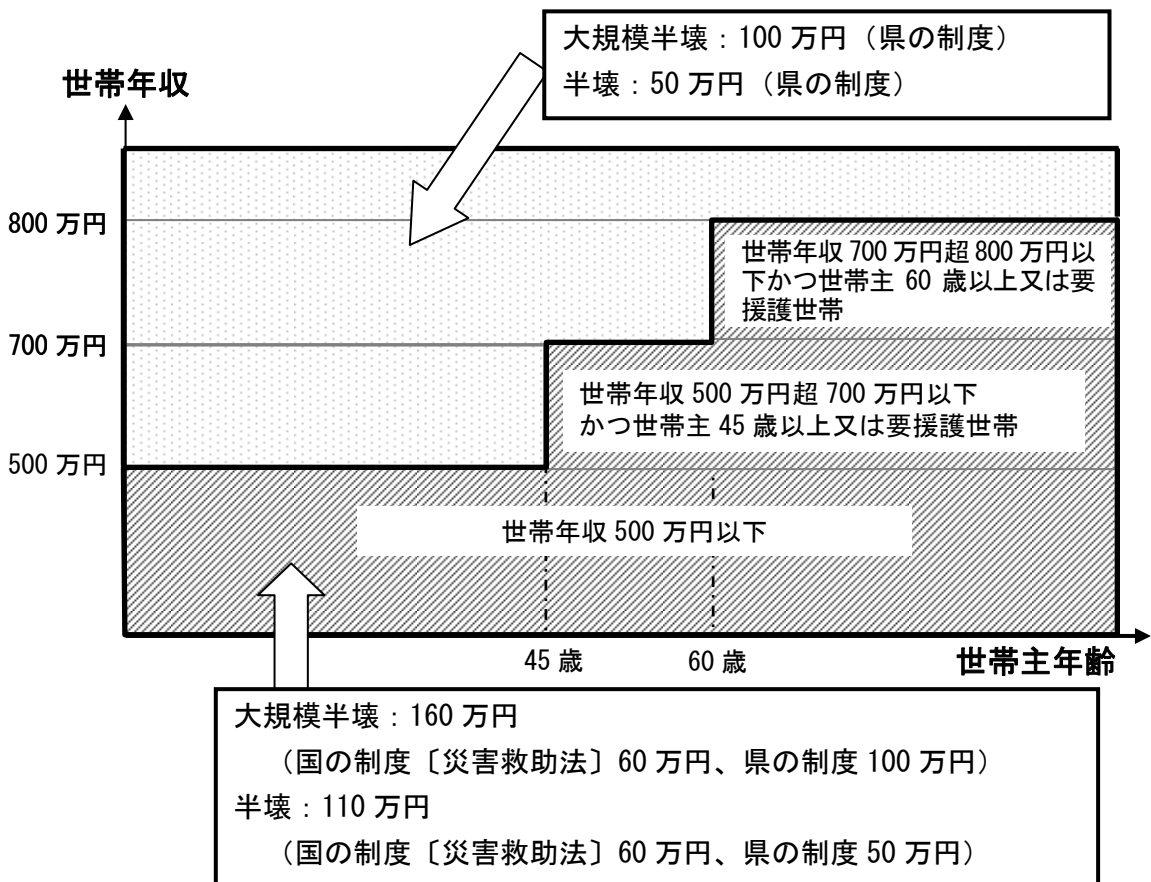
1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

（東京都地域防災計画（平成15年修正）より）

【参考：既往災害における被災住宅の応急修理】



図表 2-24 新潟県中越地震における住宅応急修理制度

(「新潟県中越地震 被災者生活再建の手引き(住宅の確保に向けて)」(新潟県、2004)より)

図表 2-25 新潟県中越地震における応急修理制度の特例

	特例の内容
要件	<ul style="list-style-type: none"> 所得等の要件を被災者生活再建支援法と同等にした。県は世帯年収にかかわらず大規模半壊、半壊世帯を対象にした。
応急修理の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が近いこと、被災者が二度手間とならないように、本修理と併せて応急修理が実施できるようにした。(修理部位によっては、国の制度では不可であるが県の制度では可というような詳細な基準があり、事務手続きが煩雑となった)
事務処理方法	<ul style="list-style-type: none"> 本来は市町村が施工業者を指定して実施するところを、被災者が依頼した業者全てを指定業者として取扱った。 被災者が業者から直接見積をとって市町村に提出し、市町村が業者に発注し支払うという仕組みで実施された。
期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月22日までに修理を完了することとされていたが、1ヶ月ごとに延長され、最終的に平成17年3月31日まで延長された。(申込み期限は平成16年12月31日のままであり、間に合わない判断して申込みをあきらめた住民から苦情が殺到した)
内容・金額	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県による上乗せの支援もあった。

出典「平成16年度新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」(内閣府、平成17年3月)を基に一部修正

なお、被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が次表の①又は②のいずれかによって実施するものである。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

【トピック】ハリケーン・カトリーナにおける応急住宅供給事例（FEMA のトレーラーハウスの活用等）

- ・ハリケーン・カトリーナでは、被災地域のほぼ全ての住宅が被害を受けた事から、トレーラーハウスによる居住支援が行われた。
- ・トレーラーハウス、モービルホームはルイジアナ・ミシシッピ州併せて8万5千戸以上供給されており、阪神・淡路大震災を超える規模での仮設住宅の供給が行われている。
- ・応急居住が対象の支援期間は基本的には18ヶ月であり、FEMAが担当する。Individuals and Households program (IHP) と呼ばれるこの支援プログラムは、1) 応急居住（家賃補助、トレーラーハウス）、2) 住宅修繕<ただし保険未支払>、3) 住宅建替<ただし保険未支払>、4) 新規恒久住宅建設（ほとんど事例は無い）、5) その他：医療費・家財・車・引越等、という5つのメニューから構成されており、これらのメニューを組み合わせて支援を受ける事が可能であるが、支払金額の上限は10,500ドルに制限されている。
- ・この制度を利用したトレーラーハウス、モービルホームは18ヶ月間のレンタルという方式で提供される。一律的な所得制限はなく、さらに設置場所についても規制はなく、自宅の庭にトレーラーハウスを設置している事例も数多くみられる。高齢者・身体障害者には米国の障害者用住宅の基準に合致したモービルホームが提供された。

（「ハリケーン・カトリーナの災害対応と復旧・復興－米国の危機管理システムは如何に機能したのか－」（牧・林、自然災害科学、25-2、2006年）より）



ハリケーン・カトリーナで提供されたトレーラーハウス（FEMA Photo Library より）
<http://www.photolibrary.fema.gov/photolibrary/index.jsp>

【参考資料】

8. 避難所生活者数の最大値の低減

8. 1 住宅の耐震化

(現状)

- ・ 建築物の耐震性の基準は、昭和 56 年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図ることとされている。住宅の耐震化率は、平成 15 年の全国推計値で 75% であり、首都直下地震の地震防災戦略では今後 10 年間で耐震化率 90% (全国) を目指すとしている。

(施策例)

施策例 1 建築物の耐震化緊急対策方針の決定 (中央防災会議)

- ・ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、中央防災会議において、建築物の耐震化緊急対策方針が決定された。
- ・ この決定以降に、耐震改修促進法の改正、耐震改修事業の予算制度の拡充、耐震改修した場合の税制上の特例措置の創設・拡充などが実施された。

住宅・建築物の耐震化について

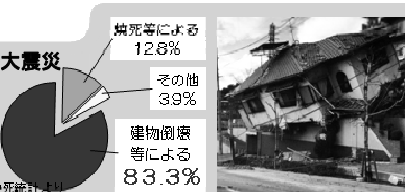
建築物の耐震化緊急対策方針の概要

(平成17年9月 中央防災会議決定)

方針の背景

- 阪神・淡路大震災
 - ・ 約 8 割が建築物の倒壊で死亡

神戸市内における検死統計より



● 大規模地震の被害想定結果

- ・ 建築物の倒壊が死者発生 の 主要因

	東海地震	東南海・南海地震	首都直下地震
倒壊死者数の想定	6,700人	6,600人	4,200人

※阪神・淡路大震災と同時刻発生 の 条件下

- ・ 建築物被害は被害拡大の要因

① 出火、火災延焼 ② 避難者の発生 ③ 救援活動の妨げ ④ がれき発生
→ “建築物の耐震化” が対策の大きな柱

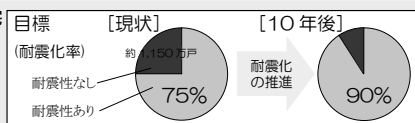
“建築物の耐震化” を
社会全体の国家的緊急課題として全国展開

緊急対策の方針

(1) 建築物全般

- ① 耐震改修を促進する制度 (計画的促進、規制見直し等)
- ② 耐震化の重点実施 (密集市街地、緊急輸送道路沿い)
- ③ 専門家等の技術向上 (講習会開催、簡易工法開発推進等)
- ④ 費用負担の軽減 (補助制度活用、税制度整備検討)
- ⑤ 安全な資産が評価されるしくみ (地震保険料の割引等)
- ⑥ 所有者等への普及啓発 (ハザードマップ整備等)
- ⑦ 総合的な対策 (敷地、窓ガラス、天井、エレベーター等)
- ⑧ 家具の転倒防止 (固定方法の周知、普及啓発等)

(2) 住宅



- ① 耐震化意識啓発 (新築やリフォーム等の機会の活用)
- ② 相談窓口や情報提供体制の整備
- ③ 耐震性確保への関心高揚 (住宅性能表示制度の活用)

(3) 公共建築物等



- ① 耐震性リストの作成、住民への周知
- ② 施設の特性に応じた対策 (応急用資機材の保全等)
- ③ 数値目標設定に努め、重点化して耐震性を確保

建築物の耐震化促進策(建築物全般)

法制度

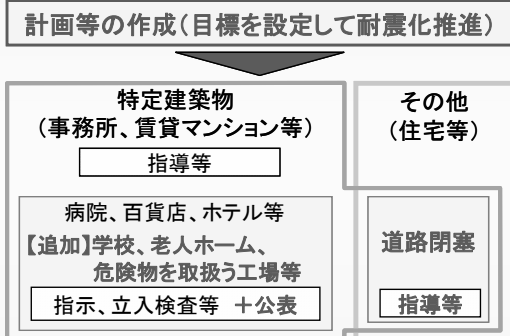
○耐震改修促進法の改正(平成17年11月)

- ・国が基本方針、地方が計画を定め、目標をもって耐震化を促進するしくみを導入
→(H18.1基本方針決定、1年以内に県計画作成)
- ・住宅等のうち道路閉塞を起こすものを指導対象に追加
- ・学校、老人ホーム等は指示対象に追加
- ・指示に従わない場合には公表

○宅地造成等規制法の改正(平成18年4月)

- ・擁壁の設置等を勧告・命令できる区域制度の創設

耐震改修促進法の改正(赤字は拡充部分)



予算関係(平成18年度)

○住宅・建築物耐震改修等事業

- ・予算額の大幅増(20→130億円)
- ・地域用件撤廃(強化地域、推進地域等→全国)
- ・緊急輸送道路沿いの補助率拡充(6.6%→1/3)

○宅地耐震化推進事業

- ・変動予測、対策工事費用の補助制度創設

税制(平成18年度)

○耐震改修した場合の特例創設

- ・住宅(所得税):10%控除(20万円まで)
- ・住宅(固定資産税):再長3年間1/2減額(120㎡まで)
- ・事業用建築物:法人税等の10%特別償却

○地震保険料等控除の限度額増額

- ・所得税(1→5万円)・住民税(1→2.5万円)

8. 2 家具等の固定の推進

(現状)

- ・家具等の転倒防止対策は人命に係る被害の軽減に資するだけでなく、室内散乱等を防ぐことで従前住宅に継続して居住できる環境を維持する上でも効果的である。東京消防庁世論調査による「家具類の固定・転倒防止」を実施している人の割合（東京都）は平成17年時点で35.5%であり、首都直下地震の地震防災戦略では今後10年間で耐震化率60%を目指すとしている。

(施策例)

施策例1 住宅における地震被害軽減に関する指針の作成（内閣府）

- ・内閣府では、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめ（平成16年8月）、その周知を図っているところである。

「住宅における地震被害軽減に関する指針」の概要

1. 目的・経緯

- 大規模地震災害から尊い人命を守るためには住宅等の耐震化を進めることが急務であるが、住宅の耐震化については、所有者の耐震化への意識の低さや改修費用の高さなどからなかなか進まないのが現状。
- このため、平成15年10月に検討委員会を設置し、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減のための方策を検討し、「住宅における地震被害軽減に関する指針」をとりまとめた。

2. 指針の概要

(1) 住まいの状況の把握

1) 耐震診断を実施する

- ・居住者は、耐震診断により住宅の耐震性を把握する。
- ・行政は、住宅の耐震化に関する技術的な情報、地盤情報の提供、診断方法の普及を図るための広報等によるPRの実施、相談窓口の設置などの支援を行う。

2) 住まいにおける危険を把握する

- ・居住者は、耐震診断による住宅の耐震性を把握するとともに、大型家具の位置、住宅の間取りから危険となる部屋を把握する。

(2) 住宅の耐震性の確保

1) 耐震改修等を実施する

①耐震改修計画・設計の作成

- ・居住者は、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画・設計を建築士等に依頼し、改修補強の効果を理解する。
- ・行政は、耐震改修計画・設計の重要性のPR、相談窓口の設置、技術者の育成を行うとともに、計画・設計の評価方法を構築する。

②耐震改修工事の実施

- ・居住者は、耐震改修計画・設計に基づき耐震改修工事を実施する。
- ・行政は、耐震改修の施工に関わる専門家の育成、改修工法の評価方法を構築するとともに、アドバイザーの育成に努める。

2) 耐震性を維持・向上する

- ・居住者は、定期的な点検等を行い、適切に維持管理・補強を行う。
- ・行政は、維持管理・補強の重要性についてPRを実施する。

(3) 居住空間の安全の確保

1) 住宅の倒壊による圧死を回避する対策を講じる

- ・居住者は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の安全な空間を確保し、倒壊等による圧死の回避に努める。
- ・生産関係者は、比較的簡易に身を守ることができる製品を開発・普及する。
- ・行政は、これらの安全性を評価する。

2) 危険なものから身をまもる

- ・居住者は、家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等の対策を行う。家具の固定ができない場合は、震災時に被害を受けないよう家具の配置等を工夫する。
- ・生産関係者は、大型家具の固定が可能なよう対策を実施する。
- ・行政は、大型家具の転倒防止対策の必要性をPRし、業界団体へ取り組みを促していく。さらに、推進するための支援方策を検討する。

(4) 住宅からの避難、救助における対応

1) 住宅からの避難

- ・居住者は、予め震災時の対応等を家庭内で確認し、震災時に住宅から安全に脱出できるよう準備を行う。
- ・居住者は、耐震ベッド等を導入している場合には、これらに避難し、周囲の安全性を確認した後に住宅から避難する。また、自分の居場所を知らせる機器を持ち、救助されやすくする。
- ・行政は、自主防災組織等と連携しながら安全に避難したことを確認するための工夫、災害時要援護者の支援について検討する。

2) 震災時における住宅からの救助

- ・地域の自主防災組織は、予め地域内の住宅の耐震性能、災害時要援護者の居住の状況等を把握し、迅速な救助に努める。
- ・行政は、自主防災組織等による救助が円滑に進むような支援などについて検討する。

(5) 総合的な住宅における地震被害軽減方策の展開

- ・地方公共団体は、建築士・生産関係者、居住者とともに地震被害軽減の方策を検討し、地域防災計画に位置づける。
- ・地域コミュニティ、地方公共団体、民間事業者等は連携を図り、ネットワークを形成して総合的な推進体制をつくっていく。
- ・地方公共団体は、リスクコミュニケーションを行う。

3. 検討成果の活用方法

検討成果の指針を公表し、地方公共団体における住宅の耐震化施策に役立てるとともに、指針の内容をパンフレット等によりPR。住宅の居住者が行う耐震改修や住宅の耐震性能に対応した予防対策等の推進に資する。

施策例2 家具類の転倒・落下防止対策の推進（東京消防庁）

〔東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた内容〕

- ・東京消防庁では、地震時における負傷者の低減を図ることを目的として、都民に家具類の転倒・落下防止対策の有効性や重要性を啓発し、対策実施率の向上を図るための関連業界・行政機関等による委員会を設置し、検討を行った（平成16年度）。
- ・木製家具の振動実験を通して、転倒・落下防止対策の効果的な推進方策等を検討し、東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた。

都民に対する転倒・落下防止対策の効果的な推進方策

1 行政機関、関連業界等の共通事項

- (1)家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2)転倒防止対策指針の活用
- (3)転倒防止器具販売先一覧の作成

2 東京消防庁が行う普及・啓発方策

- (1)家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2)広報メッセージビデオによる広報
- (3)地域ぐるみの転倒防止対策への取り組みに対する表彰の検討（推進功績者等に対する顕彰制度等の拡充）

3 東京都が行う普及・啓発方策

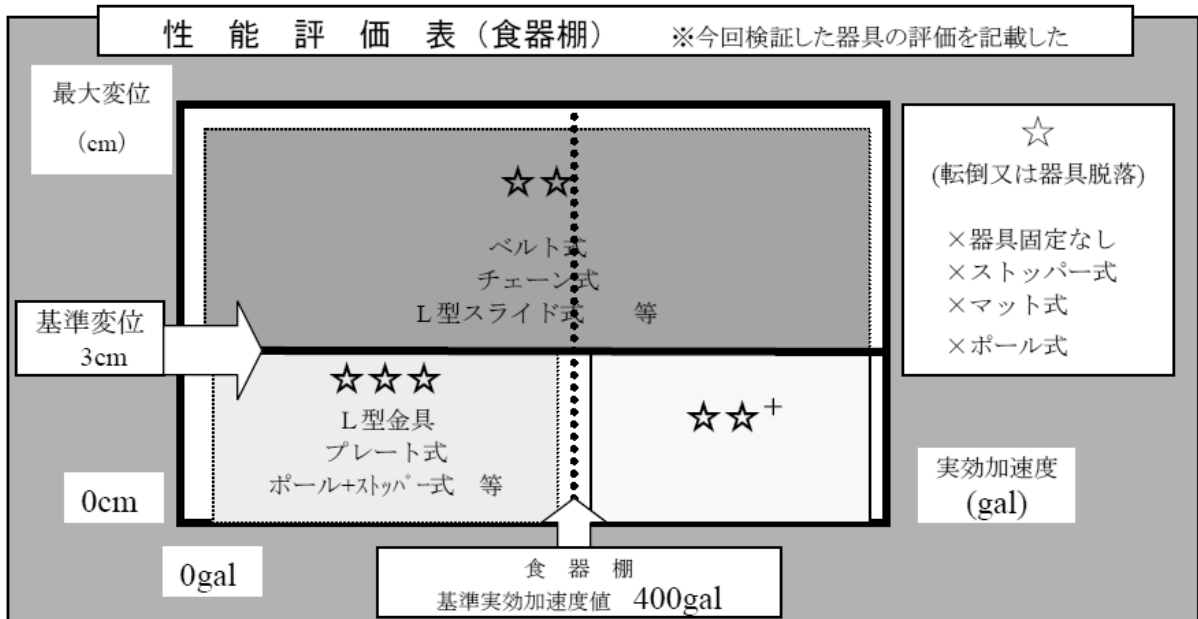
- (1)区市町村への転倒防止対策推進の働きかけ（総務局）
- (2)関係機関・団体等への普及啓発と協力要請（総務局）
- (3)木造住宅耐震化と併せた転倒防止対策の普及・啓発（都市整備局）
- (4)各種印刷物等で家具転倒防止の必要性を啓発（都市整備局）

4 区市町村が行う普及・啓発方策

- (1)転倒防止器具の取り付け助成事業の拡大
- (2)イベントや広報媒体等を活用した転倒・落下防止対策の推進
- (3)地域の特性を踏まえた普及啓発活動の推進

5 関連業界・団体が行う普及・啓発方策

- (1)販売員等に対する地震・防災教育の実施(家具商業組合〔販売〕、DIY協会)
- (2)転倒防止対策講座の開講（DIY協会）
- (3)倒れにくい家具の製品仕様の検討（全国家具工業連合会〔製造〕）
- (4)転倒防止器具等の展示に関する支援等（葛飾福祉工場〔器具製造〕）
- (5)転倒防止器具の取り付けサービスの推進（家具商業組合〔販売〕）
- (6)転倒防止器具普及について一層の推進（家具商業組合〔販売〕、DIY協会、家具金物連合会）



グループ	解 説
☆☆☆ (3スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において、震度6強相当の強い地震動に対して、家具のゆれを最小限に抑え、転倒を防止することが可能である。
☆☆+ (2スター+)	このグループに属する器具は、最大変位量が☆☆☆(3スター)と同様(3cm以下)であるが、実効加速度が☆☆☆(3スター)より高いため、収納物が落下する等の危険性が考えられる。
☆☆ (2スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において震度6弱程度までは、相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動に対して大きく振動し、家具が壁から離れ移動することがある。転倒しない場合においても、収納物が落下する危険性が考えられる。
☆ (1スター)	このグループに属する器具は、対象とした家具等において震度6弱程度までは、相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動になると、家具を固定する効果が低くなり、家具が転倒する危険性が高い傾向にある。

図表 2-26 転倒防止器具の性能評価結果のまとめ（食器棚の例）

(以上、「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成17年3月）より）

<http://202.8.83.7/hp-bousaika/kaguten/kt.html>

施策例3 オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策の推進（東京消防庁）

〔東京都及び関係団体が今後推進する施策として取りまとめた内容〕

- ・東京消防庁では、地震時における負傷者数の低減を図ることを目的として、関連業界・行政機関等による「家具類（オフィス家具・家電製品）の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会」を設置し、オフィス家具や家電製品の転倒・落下防止対策について検討した（平成17年度）。
- ・オフィス家具及び家電製品（テレビ・冷蔵庫・電子レンジ）の転倒防止方法、転倒防止器具の性能評価方法、転倒・落下防止対策の効果的な推進方策等を検討し、東京都及び関係団体が今後推進する施策を取りまとめた。

住民及び事業所に対する転倒・落下防止対策の効果的な推進方策

1 行政機関、関連業界等の共通事項

- (1) オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する情報の発信
- (2) 転倒防止対策指針の活用

2 東京消防庁が行う普及・啓発方策

- (1) 家具類の転倒・落下防止対策推進キャンペーンの展開
- (2) 事業所の防災計画等への反映
- (3) 転倒防止器具の評価方法の普及

3 東京都が行う普及・啓発方策

- (1) 区市町村への転倒防止対策推進の働きかけ 【総務局】
- (2) 関係機関・団体等への普及啓発と協力要請 【総務局】
- (3) 公共施設の転倒防止対策の推進 【総務局】
- (4) 木造住宅耐震化と併せた転倒防止対策の普及・啓発 【都市整備局】
- (5) 耐震診断・改修相談窓口の相談マニュアルに転倒防止対策を記載【都市整備局】
- (6) 各種印刷物等で家具転倒防止の必要性を啓発 【総務局、都市整備局】

4 関連業界・団体が行う普及・啓発方策

- (1) 各業界内の委員会等での転倒防止対策に関する検討【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (2) 消費者に対する転倒防止対策の普及・啓発【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (3) 製品カタログ及び取扱説明書の転倒防止（地震）対策項目の見直し【日本オフィス家具協会、日本電機工業会】
- (4) 取扱説明書の転倒防止（地震）対策に関する記載の見直しと指針の提示【電子情報技術産業協会】
- (5) 振動で倒れにくい、安定性のある製品の検討【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (6) オフィス家具類・家電製品の転倒防止対策に関する指針を会員企業へ配布

- 【日本オフィス家具協会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会】
- (7) オフィス家具設置に関するガイドラインの作成 【日本オフィス家具協会】
- (8) 転倒防止シールの製品への貼付 【日本オフィス家具協会】
- (9) 地震対策セミナー等の企画・開催 【日本オフィス家具協会】
- (10) 販売員等に対する地震・防災教育の実施 【日本オフィス家具協会】
- (11) オフィス家具のショールーム等での転倒防止対策の展示【日本オフィス家具協会】

図表 2-27 転倒防止器具の性能評価結果のまとめ（冷蔵庫の例）

転倒防止器具	適合	備考
上部固定 ベルト式	◎	冷蔵庫上部裏面の取手と壁をベルト式器具で固定する。壁に強度が必要。
下部固定 長ベルト式	○	冷蔵庫下部と壁をベルト式器具で固定する。壁に強度が必要。
ポール式	△	天井に強度が必要。また、天井との隙間が大きい場合には不向き。

◎効果が高い

○効果がある

△効果が低い

(以上、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果」(東京消防庁、家具類(オフィス家具・家電製品)の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会、平成18年3月)より)

<http://202.8.83.7/hp-bousaika/kaguten/okt.html>

施策例4 転倒防止器具の取り付け等の助成（港区、中野区等の区市町村）

- ・平成17年2月時点で、東京23区では、実施予定のある区を含めると12の自治体で転倒防止器具取り付け助成制度を設けている。多摩地区の市町村では、実施予定のある自治体を含めると16の自治体で助成制度を設けている。
- ・この転倒防止器具の取り付け事業では、65歳以上の高齢者や身体障害者等の世帯を対象とした器具購入の助成や器具の無料取り付けを実施している。

（「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成17年3月）より）

図表 2-28 区市町村の転倒防止器具の取り付け助成制度実施状況（平成17年2月現在）

	23区	市町村	東京都合計
実施中	10	14	24
実施計画あり	2	2	4
未実施	11	14	25
計	23	30	53

※島しょ地区を除く

（「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果」（東京消防庁、家具類の転倒・落下防止対策推進委員会、平成17年3月）より）

転倒防止器具の取り付け助成制度の例

1 港区

(家具転倒防止器具等の助成)

対象者：港区内に住所があり、住居に家具転倒防止器具等を設置しようとする世帯

内 容：家具の転倒を防止するための「つっぱり棒」やガラスの飛散を防止するための「フィルム等」を現物助成

(家具転倒防止器具等の取り付け支援)

対象者：次のいずれかに該当し、自力で器具等を取り付けることが困難な世帯

(1) 65 歳以上の高齢者の単身世帯、または高齢者のみの世帯

(2) 介護保険法の要介護認定（要介護 3 以上）を受けた人が属する世帯

(3) 身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が属する世帯

(4) 特殊疾病医療費助成を受けている人を含む世帯

内 容：区が指定した業者が訪問し、家具転倒防止対策促進事業による助成を受けた器具等を取り付ける。

(港区ホームページより)

<http://www.city.minato.tokyo.jp/koho/2006/km060501/1617tps1.html>

2 中野区

対象者：(1) 満 65 歳以上の方のみで構成される世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯

(3) 満 65 歳以上の方及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯

(4) ひとり親世帯で、家具の転倒防止器具の取り付けができる方がいない世帯

(5) その他区長が必要と認める世帯

費用：取り付け工事費は無料、固定器具は有料

(中野区ホームページより)

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/015/d13100061.html>

8. 3 ライフラインの耐震化

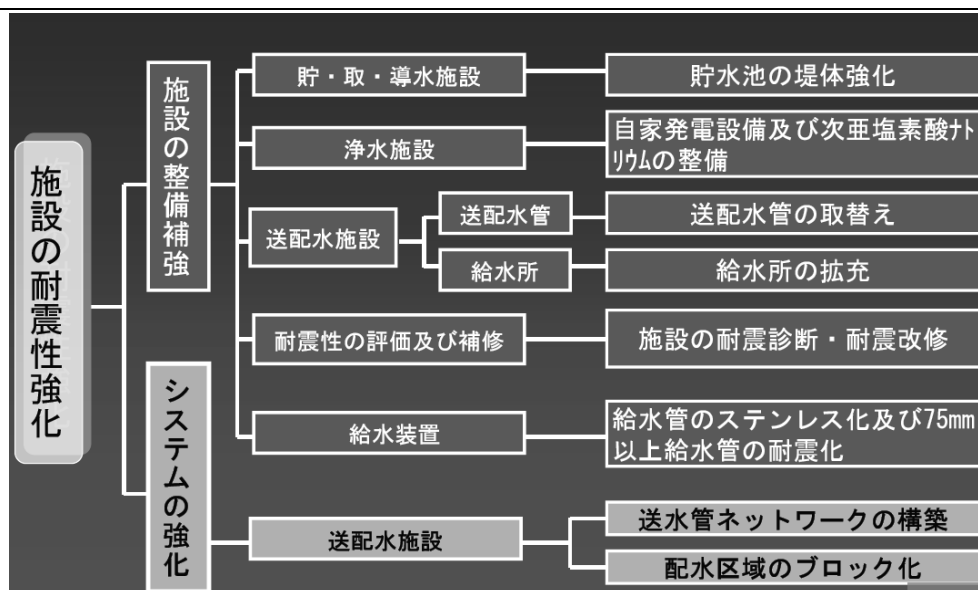
(現状)

- ・ ライフライン事業者（上下水道、電力、ガス、通信）では施設の耐震化が進められている。

(施策例)

施策例1 上水道施設の耐震化（東京都）

- ・ 浄水施設や給水所、ポンプ所等の構造物及びポンプ周辺の配管、水管橋等といった付属施設の一部について耐震性評価を行い、老朽化等により耐震性の低いことが判明したものについては補強工事等を実施するなど、耐震性強化をはじめとした予防対策を実施



(東京都地域防災計画（平成 15 年修正）、首都直下地震対策専門調査会(第 14 回；平成 17 年 1 月 31 日開催)東京都水道局説明資料より)

施策例2 電力施設の耐震化（東京電力）

- ・ 予防対策として、電力施設の耐震化を実施するとともに、送電ルートの多重化を実施し、電力の安定供給を実施

(東京都地域防災計画（平成 15 年修正）より)

施策例3 ガス施設の耐震化（東京ガス）

- ・ 新設導管については、耐震性の高いポリエチレン管の採用を促進中
- ・ 導管網のブロック化によって被害拡大を抑制
- ・ 3,800 個の地震計を用いて地震動を観測し、被害推定、ガス供給停止判断等を迅速に行うシステム「SUPREME」を開発

(東京ガスホームページより)

<http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/antidisaster/index.html>

9. 避難所生活者数の早期低減

9. 1 ライフラインの早期復旧

(現状)

- ・ ライフライン事業者（上下水道、電力、ガス、通信）では応急復旧体制の確立が進められている。首都直下地震時における避難者の中には、自宅建物の被害は小さいがライフライン途絶により避難を余儀なくされる人も多いと想定され、ライフラインの早期復旧が避難所等への避難者数の早期低減につながると考えられる。

(施策例)

施策例1 上水道施設の早期復旧（東京都）

- ・ 半径2 km 以内に給水拠点を整備するとともに、区市町村と連携して応急給水活動を実施
- ・ 断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧（送水管及び広大な区域を持つ配水本管→配水本管及び小管の骨格となる路線→応急給水施設、避難所等に至る管路 等）

（東京都地域防災計画（平成15年修正）、首都直下地震対策専門調査会（第14回；平成17年1月31日開催）東京都水道局説明資料より）

施策例2 電力施設の早期復旧（東京電力）

- ・ 応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから実施

（東京都地域防災計画（平成15年修正）より）

施策例3 ガス施設の早期復旧（東京ガス）

- ・ 道路被害、家屋被害、火災などが比較的小さな地域を優先して復旧作業を実施。ガス供給に大きな影響をおよぼす製造段階に近いエリアから、復旧ブロックを形成し、調査→修理→供給再開の順の繰り返しで復旧作業を実施

（東京ガスホームページより）

<http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/antidisaster/index.html>